

平生町告示第41号

令和7年第8回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年11月28日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和7年12月11日  
2 場 所 平生町議会議場
- 

○開会日に応招した議員

原 真紀さん	長尾 忠明君
中村 一幸君	中本 敦子さん
中川 裕之君	河藤 泰明君
岩本ひろ子さん	河内山宏充君
平岡 正一君	細田留美子さん
中村 武央君	

---

○応招しなかった議員

---

---

令和7年 第8回 (定例) 平生町議会会議録 (第1日)

令和7年12月11日 (木曜日)

---

議事日程 (第1号)

令和7年12月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第39号 令和7年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第40号 令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第41号 令和7年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第42号 令和7年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第43号 令和7年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第44号 令和7年度平生町下水道事業会計補正予算
- 日程第11 議案第45号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第46号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第47号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第48号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 認定第49号 平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第50号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第51号 平生町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第18 報告第52号 阿多田公園の設置及び管理条例及び名切オリーブファームの設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第19 報告第16号 専決処分の報告について (町長専決処分指定事項)
- 日程第20 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第21 委員会付託

---

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第39号 令和7年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第40号 令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第41号 令和7年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第42号 令和7年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第43号 令和7年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第44号 令和7年度平生町下水道事業会計補正予算
- 日程第11 議案第45号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第46号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第47号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第48号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 認定第49号 平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第50号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第51号 平生町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第18 報告第52号 阿多田公園の設置及び管理条例及び名切オリーブファームの設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第19 報告第16号 専決処分の報告について（町長専決処分指定事項）
- 日程第20 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第21 委員会付託

---

出席議員（11名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 原 真紀さん | 2番 長尾 忠明君  |
| 3番 中村 一幸君 | 5番 中本 敦子さん |
| 7番 中川 裕之君 | 8番 河藤 泰明君  |

9番 岩本ひろ子さん

10番 河内山宏充君

11番 平岡 正一君

12番 細田留美子さん

13番 中村 武央君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君

書記 宮地 恵三君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	友田 隆君
教育長	中本 稔君	会計管理者	金岡 泰史君
総務課長	中尾 和正君	地域振興課長	星出 一明君
デジタル推進課長	横田 佳幸君	町民福祉課長	淵上万理子さん
税務課長	三宅 秀昭君	健康保険課長	久保 秀幸君
産業課長	吉岡 文博君	建設課長	伊藤 正晴君
環境政策室長	山本 和也君	学校教育課長	吉本 敏行君
社会教育課長	岡本 治典君	総務課財務班長	山本 順一君

---

午前9時00分開会・開議

○議長（中村 武央君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第8回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中村 武央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において中川裕之議員、河藤泰明議員を指名いたします。

---

## 日程第2. 会期の決定

○議長（中村 武央君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの9日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は9日間と決しました。

---

## 日程第3. 諸般の報告

○議長（中村 武央君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告、議員派遣報告、並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者の職氏名の写しをもって、諸般の報告といたします。

---

## 日程第4. 行政報告

○議長（中村 武央君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

光陰矢の如しと申しますが、月日の流れるのは早いもので令和7年も残すところあと20日となりました。

今年を振り返ってみますと、昨年に増して暑い夏でありました。日本には四季、4つの季節があるものと思っておりますが、最近春と秋がなく、夏と冬のみの二季になってしまったと言われることがあります。今年もいつまで暖かい日が続くのだろうかと思っておりますが、12月に入り朝晩が冷え込むようになり、この時季らしい寒さになってまいりました。

これから日ごとに寒さが増してまいりますとともに、空気が乾燥し火災が発生しやすい時季になってまいります。消防団の皆様には、今年も16日から年末防火パトロールを実施いたしますが、火の取扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

また、今年インフルエンザが例年よりも早い流行となっております。先月26日には、県内全域に流行発生警報が出されております。感染対策に御留意いただくとともに、体調管理にお気を付けいただきますようお願いいたします。

こうした中、令和7年第8回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ます。

それでは行政報告に入ります前に、最近の国の動向について触れてみたいと思います。

我が国経済の状況は11月の月例経済報告によると、景気は緩やかに回復しているとされ、先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を押し下げるリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があるとされています。

先月28日に、政府は一般会計の総額が1兆8,034億円となる2025年度補正予算を閣議決定し、現在、国会で審議中であります。高市首相が掲げる、責任ある積極財政の方針の下、物価高対応や危機管理、防衛関連など広範な施策が盛り込まれたことから、巨額な編成となっております。経済対策の柱である物価高対応は8兆9,041億円で、子供一人当たり2万円の給付や自治体に交付する重点支援地方創生臨時交付金が盛り込まれており、本町においても事業の実施に向けて早急に検討する必要があります。

次に、本町における新年度に向けた取組をスタートさせましたので、そのことに少し触れてみたいと思います。

去る10月31日に班長以上の職員を中心に予算編成説明会を開催し、令和8年度予算編成方針を示したところであります。

本町の財政状況は、令和6年度一般会計決算においては、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は87.0%と前年度に比べて3.6ポイント改善したものの、実質公債費比率や将来負担比率は依然として高い水準にあります。

また、財政基金の残高は2年連続で減少しており、多岐にわたる財政需要や非常時の備えとして十分な水準にない状況になっております。

令和8年度は、第五次総合計画の6年目、後期実行計画の初年度となる年度であり、将来像である「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」の実現に向けて、計画に位置づけた基本目標の施策を着実に推進していかなければなりません。そのためには、単に慣習・慣例にとらわれず、緊急度・有効性・優先度・経費の後年度負担について十分に検証し、特に新規事業に取り組む際には、スクラップアンドビルドを徹底した上での予算編成を求めたところであります。

なお、具体的な予算編成に当たっては、今後の国や県の動向を注視し、的確な情報収集を行い、対応に遺漏なきよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、9月定例会以降の諸般のことについて、行政報告として触れてみたいと思います。

まずは、防災の取組として11月5日水曜日に実施いたしました、職員を対象とした防災訓練について報告いたします。

今年9月26日に南海トラフ巨大地震の今後30年以内の発生確率が80%程度から、20%から50%、60%から90%程度以上の2つの算出方法で見直しが行われました。いずれの方法によっても地震はいつ発生するか分からないことには変わりありません。そのため、平時からの取組として、地域防災計画に基づき、災害発生時の円滑な初動体制の確立及び職員の防災意識の向上を目的として、11月5日に実施された全国一斉の緊急地震速報訓練に併せ、職員を対象とした防災訓練を実施いたしました。

緊急地震速報の訓練放送が流れている間に、訓練に協力された来庁者及び施設利用者とともにその場で姿勢を低くし、頭を守るシェイクアウト訓練を行いました。放送終了後は、2022年度に作成した防災アクションカードを使用し、役職や経験に関わらず防災担当以外の職員で災害対策本部の立ち上げ訓練を行いました。この防災アクションカードを使用した訓練は毎年実施しており、着実に実効性が向上していると思っております。

その後は、情報整理訓練及び災害対策本部運営訓練を行い、指揮系統の構築や情報伝達方法の確認を行いました。この訓練では、災害フェーズごとの考え方や対策、クロノロジーの作成方法などの講義も行っており、災害時に職員が自発的に行動する意識づけにつなげることができたのではないかと考えております。

今後も繰り返し全庁的な訓練を実施し、災害対応力の向上及び職員の防災意識の醸成を図ってまいります。

続きまして、産業振興について報告いたします。

まず、オリーブの特産品化についてでございます。

去る10月19日日曜日に阿多田オリーブパークにおいて、今年も町民の皆様とともにオリーブの収穫イベントを行いました。

イベントでは67名の参加者が、1人1キロを目指して摘み取りを行う催しに併せ、オリーブ製品の販売や、ふく太郎・ふく子のクイズなど大いに盛り上がり、イタリアーノひらおを体感する1日となりました。イベントで収穫したオリーブは、その後住民の皆様との搾油体験に使用させていただいたところでございます。

また、今年のオリーブは、昨年の倍の567キロを加工用に収穫いたしました。現在、観光協会により商品として販売準備が進められている最中であり、近いうちにオリーブオイル商品として皆様方にお届けできるものと思っております。こうして販売用商品の完成を迎えるに至ったことで、本町のオリーブは試験から振興へシフトしていく時期を迎えたと感じております。

今後、平生町のオリーブの知名度がよりいっそう上がっていくことを願い、町としても取組を進めてまいりたいと考えています。

次に、産業まつりについてでございます。

本年度の産業まつりは、去る11月15日土曜日に、昨年行った体育館周辺、特産品センター周辺、漁協周辺の3か所に加え、平生港田名ふ頭の計4か所で開催をいたしました。

当日は、この時期とは思えないほどの暖かさで、晴天にも恵まれ、コロナ前に匹敵するほどの多くの人出でにぎわいました。

特に今年は、平生港のPRを兼ね、各方面の御協力をいただき、初めての試みとして、平生港田名ふ頭の外国船の接岸するバースを活用し、ブース運営を行っていただきました。私も各ブースを見て回らせていただきましたが、各ブース共にそれぞれの特色を出し、平生町の元気を内外に発信できていたと感じております。

次に、観光振興について報告いたします。

去る10月18日土曜日に、町観光協会主催による大星山サイクルフェスタが開催されました。事前の天気予報では雨でございましたが、当日は晴天に恵まれ、北は北海道から南は鹿児島まで全国各地から平生町にお越しいただいたサイクリストの皆さん130名により、大星山山頂を目指したヒルクライムレースが行われました。今回の大会には、地域おこし協力隊のふく子さんが事前に練習を積んで参加され、レースを盛り上げていただきました。

この後の会場は、角浜の町内事業所に御協力をいただき、工場横の広場を御提供いただきましたが、電気・水道のない場所でもございましたので、今年度導入いたしましたトイレトラックを初めて使いました。トイレの使用者からは好評の声をいただいております。今後もこうしたイベントで積極的に使用してまいりたいと考えております。

また、今回の参加者の中には、東京パラリンピック自転車競技の金メダリストの方にも参加いただいております。この大会の知名度が上がってきていることを実感しているところでございます。

来年も町の活性化のため、大星山サイクルフェスタが行われることを心待ちにしております。

以上で、行政報告を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。中本教育長。

○教育長（中本 稔君） 9月定例会以降の教育行政の進捗状況及び経過について御報告申し上げます。

まず、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてです。

この点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくものであり、今年度も令和6年度に実施した主要施策を対象として点検・評価を進めております。評価結果につきましては、12月定例会最終日の全員協議会において御報告できるよう準備を進めております。

続きまして、各学校・園における取組についてです。

9月27日土曜日に、平生中学校で「Do your best～俺らの本気～」をスローガンに運動会を開催しました。応援合戦や演技の随所に工夫が見られ、全校生徒が一丸となって取り組む、生徒主体の運動会となりました。

翌週の10月4日土曜日には、佐賀小学校で運動会を開催しました。日頃から地域の皆様の来校が多い学校であり、当日も児童数を大きく上回る地域の方々が応援に駆けつけ、まさに地域ぐるみの運動会となりました。

あいにくの雨模様のため、前半は体育館、後半はグラウンドでの実施となりましたが、子供たちは急な変更にも柔軟に対応し懸命に取り組みました。小雨の中での全員リレーでは、全力でバトンをつなぐ姿に大きな声援が送られました。

10月18日土曜日には、平生幼稚園で運動会を開催しました。全園児10名が元気いっぱい演技を披露しました。半年前の入園式では、保護者から離れられなかった年少組の3人も、この日は立派に演技をやり遂げ、子供たちの大きな成長を実感いたしました。参観者からも温かい声援が寄せられました。

10月26日日曜日には、平生中学校で文化祭を開催しました。スローガンは「流星群～輝く瞬間を共に～」。ステージでは、各クラスの合唱やボディーパーカッション、全校合唱などを発表しました。特に3年生の合唱は、指揮・伴奏・歌声が高いレベルで調和した素晴らしい演奏でした。

展示では、スローガンをイメージした全校制作のモザイクアートや、総合的な学習の時間で取り組んだ班新聞等を披露しました。生徒会が中心となって企画・運営し、生徒一人一人が主役となる感動的な文化祭となりました。

続きまして、社会教育関連の行事について、10月・11月に開催した行事の実施状況を御報告します。

初めに、10月11日土曜日に開催した第56回平生町音楽鑑賞会についてです。今年は山口県警察音楽隊をお迎えしました。来場者は約400名で、生演奏に加えカラーガードやドリル演奏もあり、会場全体で音楽の魅力を満喫していただきました。

次に、10月19日日曜日に開催したファミリースポーツ・レクリエーション大会についてです。今回から会場を町体育館に変更して実施し、約300名が参加しました。子供から高齢者まで幅広い世代の町民が、スポーツやレクリエーションを通じて交流を深めました。

10月25日土曜日には、第8回ひらお図書館まつりを開催しました。開会前から図書館前には、多くの来場者の列ができました。本のリサイクルコーナーや、おはなし会による絵本の読み聞かせ、絵本紹介、パネルシアターなどを行い、子供から大人まで幅広い年代に参加いただき、盛況のうちに終わりました。

次に、今年度から名称を改め「きて！みて！きいて！秋の文化フェスタひらお」として、11月1日・2日に開催した秋の文化行事についてです。実行委員会方式で企画・運営し、町体育館・武道館及び前広場で実施しました。

1日土曜日は、体育館で開会セレモニーと第37回ふれあいコンサートを開催しました。佐賀小学校全校児童、平生小学校4年生、平生中学校全校生徒の発表に、熊毛南高等学校吹奏楽部の演奏も加わり、多数の保護者・地域の皆様にお越しいただき、体育館は満席となる盛況でした。

2日日曜には、午前生涯学習表彰式、午後第36回町民音楽祭を開催しました。両日とも、武道館と前広場で第56回総合文化展及び各種バザーを行いました。全体で延べ2,200人が来場し、関係者の日頃の取組を広く発信・披露する機会となるとともに、多くの方に本町の文化・芸術に親しんでいただきました。

11月16日日曜日には、第67回平生町駅伝競走大会を開催しました。平生中央児童館前をスタートし、今井中継所と体育館中継所を巡る周回コースを2周、平生小学校グラウンドをフィニッシュとする全長10.3キロメートルで実施しました。申込みは27チームでしたが、当日体調不良により2チームが棄権し、最終的には小学生から大人までの25チームが出場しました。沿道からは多くの声援をいただき、レースは大いに盛り上がりました。

社会教育関連の行事は以上ですが、最後に平生町教育大綱及び平生町教育振興基本計画について御報告いたします。

本大綱及び基本計画は、法律に基づき教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

本町では、令和2年度に策定した教育大綱及び教育振興基本計画が今年度で期間満了となるため、現在、教育大綱の改定に向けた総合教育会議、並びに教育振興基本計画の改定に向けた策定懇話会を開催し、策定作業を進めております。

年明けにはパブリック・コメントを実施し、その後、関係会議での審議を経て内容を取りまとめ、完成させ、議会へ御報告させていただけるよう進めております。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） これをもって、行政報告を終わります。

.....

日程第5. 議案第39号

日程第6. 議案第40号

日程第7. 議案第41号

日程第8. 議案第42号

日程第9. 議案第43号

日程第10. 議案第44号

日程第11. 議案第45号

日程第12. 議案第46号

日程第13. 議案第47号

日程第14. 議案第48号

日程第15. 議案第49号

日程第16. 議案第50号

日程第17. 議案第51号

日程第18. 議案第52号

日程第19. 報告第16号

○議長（中村 武央君） 日程第5、議案第39号「令和7年度平生町一般会計補正予算」から、日程第18、議案第52号「阿多田公園の設置及び管理条例及び名切オリーブファームの設置及び管理条例の一部を改正する条例」までの件を、一括議題といたします。

それでは、町長から提案理由の説明、並びに日程第19、報告第16号「町長専決処分指定事項の専決処分の報告について」の報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 本定例会に御提案申し上げます議案は、予算6件、条例8件、報告1件でございます。

それでは、議案第39号「令和7年度平生町一般会計補正予算」について、御説明を申し上げます。

今回の補正額は1,364万6,000円を追加いたしまして、予算総額は65億9,023万1,000円となるものであります。

まず、歳出の主なものより申し上げます。

歳出につきましては、16ページからであります。

なお、今回の補正予算における職員の人件費につきましては、主に人事異動や給与改定、実績に基づく調整に伴い補正をいたすものであり、各費目においての説明は省略させていただきます。

17ページの交通安全対策費では、国道188号の宇佐木地区に設置しております街路灯の修繕に要する経費を計上いたしております。

地域交流センター運営費では、光熱水費において水道及び下水道料金を増額いたすほか、消防施設の修繕に要する経費を計上いたすものであります。

情報政策費では、社会保障・税番号制度システムの改修に要する経費を計上いたしております。

18ページの税務総務費では、主に法人町民税の還付金に係る今後の所要見込みにより増額い

たすものであります。

20ページの社会福祉総務費では、バス・タクシー利用助成事業における助成に要する経費を、今後の所要見込みにより増額いたすほか、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金を補正いたすものであります。

21ページの障害者福祉費では、障害者福祉サービス費及び更正医療給付費を、今後の所要見込みにより増額いたすほか、障害者用自動車改造費助成事業の利用見込みに伴い、助成に要する経費を計上いたすものであります。

高齢者保健対策費では、介護保険事業勘定特別会計、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を補正いたすものであります。

22ページの児童環境づくり推進事業費では、障害児給付費の今後の所要見込みにより増額いたすものであります。

23ページの母子衛生費及び健康づくり推進事業費では、明治安田生命保険相互会社からの寄附金を活用させていただき、地域住民の健康増進等のための備品や消耗品の購入に要する経費を計上いたしております。

24ページから25ページにかけての農業振興費では、小規模農家支援事業補助金を今後の所要見込みにより増額いたすものであります。

土地改良事業費では、農道及び水路などの修繕要望に対応するため修繕料を増額いたすほか、かんがい排水施設整備事業において、県補助金の追加要望が認められる見込みであることから、実施に要する経費を計上いたすものであります。

26ページの水産業振興費では、水産物供給基盤機能保全事業について、本年度は事業が実施されないことから、県事業負担金を減額いたすものであります。

27ページの観光費では、イタリアーノひらおPRパンフレットの増刷に要する経費を計上いたすものであります。

28ページの道路橋梁維持費では、道路の修繕要望に対応するため修繕料を増額いたすほか、委託料における道路測量設計業務は国庫補助金の減額に伴い実施しないこととし、橋梁詳細調査設計業務は入札余剰金を工事請負費へ振り替えるものであります。なお、工事請負費の減額は、道路橋梁補修事業の国庫補助金の減額に伴い、事業規模を縮小いたすものであります。

道路橋梁新設改良費では、県道路改良事業の事業費増加に伴い負担金を増額いたすものであります。

29ページにかけての河川維持改良費では、修繕料を所要見込みにより増額いたすほか、海岸堤防老朽化対策事業では、事業費増加に伴い県事業負担金を増額いたすものであります。

公園費では、新市児童公園に附属する歩道の樹木伐採に要する経費を計上いたすものであります。

す。

30ページの下水道費では、下水道事業会計への補助金を減額いたすものであります。

31ページの学校給食費では、学校給食センターの施設修繕に係る負担金を増額いたすものであります。

小学校費の学校管理費では、消防設備の修繕に要する経費を計上いたすものであります。

32ページの小学校費の給食費では、学校給食無償化事業における米の価格高騰への対応に伴い、補助金を増額いたすものであります。

中学校費の学校管理費では、消防設備の修繕に要する経費を計上いたすものであります。

33ページにかけての中学校費の給食費では、小学校費と同様に、学校給食無償化事業における補助金を増額いたすものであります。

34ページの図書館費では、ヒノデキャスティングアンドメタルワークス株式会社からの寄附金を活用させていただき、図書の購入に要する経費を計上いたすものであります。

民具館費及び35ページの体育施設費では、消防設備の修繕に要する経費を計上いたすものであります。

続きまして、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

前に戻りまして、13ページからでございます。

個人町民税につきましては、給与所得等が当初の見込みを上回ることから増額いたすものであります。

固定資産税につきましては、主に償却資産分が見込みを下回ることから減額いたすものであります。

14ページにかけての国庫支出金及び県支出金につきましては、歳出事業の特定財源として計上いたすものであります。

15ページの寄附金につきましては、特定寄附金としていただきました寄附金を計上いたすものであります。

財政基金繰入金につきましては、一般財源所要額の減少に伴い減額いたすものであります。

町債につきましては、対象事業費の増減に伴い発行額を増額または減額いたすものであります。

前に戻りまして、7ページの地方債補正につきましては、町債の補正に伴い起債限度額を変更いたすものであります。

なお、36ページから40ページに給与費明細書を、41ページには地方債に関する調書を添付しておりますので、それぞれ御参考に供していただきたいと存じます。

また、各特別会計におきましても、末尾に給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと存じます。

続きまして、議案第40号「平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額は、12万7,000円を追加いたしまして、予算総額は15億4,838万3,000円となるもので、人事異動及び給与改定に伴い人件費を補正いたすものであります。

続きまして、議案第41号「熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額は、50万2,000円を追加いたしまして、予算総額は2,385万3,000円となるもので、給与改定に伴い人件費を補正いたすものであります。

続きまして、議案第42号「平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額は124万3,000円を追加いたしまして、予算総額は13億9,433万7,000円となるもので、給与改定に伴い人件費を補正いたすほか、介護保険事務処理システムの改修に要する経費を計上いたすものであります。

続きまして、議案第43号「平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額は38万9,000円を減額いたしまして、予算総額は3億1,432万6,000円となるもので、人事異動及び給与改定に伴い人件費を補正いたすものであります。

続きまして、議案第44号「平生町下水道事業会計補正予算」について御説明申し上げます。

それでは、下水道事業会計補正予算書の3ページをお願いいたします。

第2条の収益的収入及び支出におきましては、収入・支出ともに予定額を106万6,000円減額し5億7,007万2,000円とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出におきましては、収入の予定額を373万7,000円増額し3億9,219万9,000円とし、支出の予定額を303万9,000円増額し5億5,450万6,000円とするものであります。

それでは、14ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について御説明いたします。

主な内容でございますが、給与改定に伴う人件費の調整及び令和6年度決算に伴い、固定資産評価額が確定したため、減価償却費額等を補正するものであります。

続きまして、15ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

主な内容でございますが、給与改定に伴う人件費の調整及び流域下水道建設費負担金は事業費の増加に伴い補正するものであります。

続きまして、議案第45号「平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」、並びに議案第46号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、一括して御説明申し上げます。

両条例につきましては、一般職の職員の給与改定に伴いまして所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、期末手当の支給月数を年間で0.05月分ほど引上げいたすものであります。施行日につきましては、公布の日からとした上で、適用は令和7年4月1日からといたします。

続きまして、議案第47号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、本年度の山口県人事委員会勧告に準じまして所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、勧告に準じた給料表に改定し、期末手当及び勤勉手当の支給月数を年間それぞれ0.025月分ほど引上げいたすものであります。令和7年度における4月からの年間給与につきましては、情勢適応の原則に基づき、民間との実質的な均衡が図られますように4月から増額とし、12月にその差額を支給する予定であります。施行日につきましては、公布の日からとした上で、適用は令和7年4月1日からといたします。

続きまして、議案第48号「平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、児童福祉法の改正に伴い、内閣府令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたため、所要の改正をいたすものであります。

主な改正の内容といたしましては、連携施設の経過措置を延長し、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力について、連携施設の確保に係る要件を見直すものであります。法改正の施行が既になされていますことから、議決後速やかに施行するため、施行日につきましては公布日といたします。

続きまして、議案第49号「平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、児童福祉法の改正に伴い、内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたため、所要の改正をいたすものであります。

主な改正の内容といたしましては、連携施設の経過措置を延長し、保育内容支援に及び代替保育に係る連携協力について、連携施設の確保に係る要件を見直すものであります。法改正の施行

が既になされていますことから、議決後速やかに施行するため、施行日につきましては公布日といたします。

続きまして、議案第50号「平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、児童福祉法の改正に伴い、引用する条項に移動があったため所要の改正をいたすものであります。法改正の施行が既になされていますことから、議決後速やかに施行するため、施行日につきましては公布日といたします。

続きまして、議案第51号「平生町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、児童福祉法の改正により、新たな認可事業として位置づけられる乳児等通園支援事業について、国の定める基準に基づき設備及び運営に関する基準について定めるものであります。

本事業は、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園支援事業でございます。令和8年4月から本格実施となるものでございます。法改正の施行が既になされていますことから、議決後速やかに施行するため、施行日につきましては公布日といたします。

続きまして、議案第52号「阿多田公園の設置及び管理条例及び名切オリーブファームの設置及び管理条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本町では、令和元年度からオリーブ試験栽培に取り組んでまいりましたが、本年度の収穫より、いよいよ販売用オイルを製造できる運びとなりました。こうして販売用商品の完成を迎えるに至ったことで、本町のオリーブ栽培は、試験から振興に転じる時期を迎えたと考えております。

今後、阿多田公園及び名切オリーブファームにおけるオリーブ事業を効果的に推進し、本町の振興を図っていくためには、専門的知見を有する指定管理者による適切な栽培管理と、町内でのオリーブ栽培の普及を一体的に進めることが有効であると考えているところでございます。

このため、阿多田公園及び名切オリーブファームについて、指定管理者による管理を行わせ、効果的にオリーブの栽培振興をすることができるよう所要の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、公布日といたします。

続きまして、地方自治法第180条第1項の規定により指定されています専決処分事項につきまして、このたび専決処分をいたしました事項についての報告が1件ございます。

町が行った作業に起因する偶然な事故等に関する損害賠償額の決定についてであります。

損害賠償の発生の原因となる事件の概要、相手方、損害賠償の額、専決処分の日につきましては

は、報告書にそれぞれに記載のとおりでございます。

以上をもちまして、本日御提案申し上げております議案につきまして提案理由説明と報告を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。

御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで休憩をいたします。再開を10時、午前10時といたします。

午前9時48分休憩

.....  
午前10時00分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時00分休憩

.....  
午前10時17分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

-----  
**日程第20. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑**

○議長（中村 武央君） 日程第20、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） おはようございます。通告に従い質問いたします。

1つ、国民健康保険についてです。

先月11月27日に、国が国民健康保険税の子供の均等割額について、令和4年4月から子育て支援の一つとして現在実施している半額軽減の対象を、就学前から18歳までに拡大すると報道がありました。2年後の令和9年、2027年4月からの予定です。

この国の国民健康保険税の制度を子育て支援と考えるなら、平生町でも2年後を待たずに、独自に上乘せして全額免除にすることはできないかお伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

国民健康保険制度において、未就学児の均等割額が2分の1に減額される軽減措置の制度が創

設され、本町におきましても令和4年4月から実施をいたしております。

低所得世帯への経済的負担を軽減する制度に加えて、全ての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の社会保障制度を構築するため、子ども世帯の経済的負担軽減の観点から新たに設けられた法令に基づく制度でありまして、軽減措置額の負担割合は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となっております。

町が現在の軽減措置額に独自に上乘せをして、全額免除等はできないかとの御質問でございますが、公費負担は国民健康保険制度における公平性、町財政面への影響、子ども世帯の経済的負担軽減のさらなる充実といった観点など、多角的に見ていく必要があると考えております。

国民健康保険事業の運営に関する諮問機関であります平生町国民健康保険運営協議会でも意見等を踏まえ、町としてどのような取組を進めていくべきか、検討してまいりたいと考えております。

議員がおっしゃられるように、現在、厚生労働省では軽減措置を高校生の年代まで拡大する案が検討されており、今後、令和9年4月の実施に向けた検討、議論が進められているとの報道がありますので、国の動きにも注視してまいりたいと考えております。

また、子ども世帯への経済的負担軽減の財政支援の拡充につきましては、機会を捉えて国や県に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 再質問いたします。

現在、山口県内では、光市が第3子以降について、申請をすれば全額免除となる子育て支援施策を打ち出しています。また、長門市では、18歳未満がいる多子世帯に対し、申請をすれば全額免除としています。

今年度の子供に係る均等割は、平生町では医療分2万7,700円、後期高齢者支援分が1万2,200円で、合わせて3万9,900円です。周辺の市町を見ると、田布施町が合計で3万1,000円、上関町では合計3万2,500円、柳井市では合計3万4,500円となっております。平生町は田布施町よりも8,900円高く、柳井市と比べても5,400円高いこととなります。

さらに、子供3人で計算すると、田布施町より2万6,700円、柳井市より1万6,200円高いこととなります。

平生町で国民健康保険に加入している子育て世帯には、これだけ割増しの負担がかかっています。国が半額軽減を行うと予定したことは歓迎しますが、それでも周辺市町との格差は依然として残ります。

子育てに対する町の姿勢が問われます。それでも町独自に子供の均等割を軽減することは検討されませんか、再度お尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。

子育て世帯への負担軽減対策として、先進の自治体事例を参考にしながら多角的な見地から情報収集を行い、町としてどのような取組を進めていくべきか検討をしてみたいと考えております。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 来年度の国民健康保険税率の決定に当たっては、周辺市町と比べても高い均等割額を少しでも引き下げるなど、平生町で暮らしたい、平生町で安心して子育てしたい、平生町に住み続けたいと選んでもらえる施策を今後も検討してください。

この点は、要望として次の質問に移ります。

2問目。

子供たちが過ごす環境を整えるとして2つ質問させていただきます。

1、児童生徒の登下校時における安全管理体制について。

通学路の路面の凹凸や草の繁茂、街路灯などの点検、管理体制は、現在どのようになっていますか。地域の方の協力があつて、環境が整備されている箇所も多くあります。県道沿いは草が縁石を覆い、視認性も悪くなっている対策は、どのようにされていますか。

例を挙げると、佐賀から平生中学校へ通う子供たちは多くが自転車、そしてバスの通学もあります。自転車通学の生徒は下校時、時間帯によっては、今頃では日暮れどきに暗い中を自転車のライトと安全ベスト着用で帰宅することになります。県道沿いには街灯が設置してあり、現在LEDライトになっているそうです。しかし、その周りを樹木や葛が覆っているので、明かりがほとんど道まで届いていない箇所もあります。

防犯や事故防止の面からも早急に対応お願いしたいが、状況はどうでしょうか。誰もが安全に通学路を利用できるように大人としてできることをするべきと考えます。

例えば、環境パトロールの方や地域の方、自治会と協力して危険箇所は重点的に見回ってもらい、早めに対応するようなことはできないでしょうか。コミュニティ協議会や通学路周辺の自治会への支援はできないでしょうか、お伺いします。

○議長（中村 武央君） でいいですか。

○議員（1番 原 真紀さん） すいません、2問目。失礼しました。

快適な生活環境の確保に向けた香害対策について。

先月、町内で香害についての勉強会を行いました。複数の化学物質過敏症の方に当事者として、

香りに関する日頃の生活での大変さなど、社会的に理解が進まないところを赤裸々に語っていただき、香害について理解を深めました。朝起きることができない、頭が痛い、集中できないなどの理由が、香害が原因の可能性があると知りました。香害とは、香りの害という文字を書きます。一般家庭で使用されている柔軟剤、消臭剤、除菌スプレー、制汗剤、芳香剤、合成洗剤などの人工的な匂いにもたらされる健康被害のことを言います。

また、マイクロカプセルの使用により環境汚染も起きています。

2000年頃から合成洗剤や柔軟剤などで香りつき製品の競争が激しくなり、10年ほど前から人工的な匂いで体調不良を訴える人が増え始めました。健康被害については香料だけが原因ではなく、製品に添加されている多くの化学物質が複合的・相乗的に影響していると考えられています。香害被害の原因として訴えの中で一番多いのは、衣類に使用する柔軟剤の香料です。香料のほとんどは石油から合成された人工香料で、発がん性や環境ホルモン作用、アレルギー誘発作用などの毒性を疑われるものが多数あります。

町内の学校、幼稚園、保育園、図書館、地域交流センター、保健センターなど、子供たちが毎日過ごす場所、よく集まる場所にある香りについて、香害の周知と香りへの配慮はできないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 中本教育長。

○教育長（中本 稔君） 児童生徒の登下校時における安全管理体制についての御質問にまずお答えいたします。

通学路に雑草が繁茂し児童生徒の通学に支障を来している箇所につきましては、保護者や地域の皆様、児童の登校支援をしていただいている方からの情報に加え、登下校時に児童生徒が気づいた状況を教員が聞き取り、現地を確認することでその状況を把握しております。

また、下校指導等で教員が見回りを行う際に、教員自らが状況に気づく場合もございます。

このようにして、学校が確認した通学支障箇所の情報は学校教育課に報告され、学校教育課から道路管理者へ対応を依頼しているところでございます。該当する通学路が町道である場合は、町建設課へ。県道である場合は、町建設課を通じて道路管理者である県土木建築事務所へ情報を伝え、対応をお願いしております。

今後とも関係主管の協力を得ながら、子供たちが安全で安心して通学でき、学校生活を送ることができるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 町内の道路の管理につきましては、それぞれの道路管理者が道路の良好な状態を維持し、一般交通に支障を及ぼすことのないよう努める責務を有しております。

町道につきましては、町が道路管理者として道路区域内にある枝木の伐採や除草作業、また豪雨や強風後のパトロールの実施などにより、適切な道路の維持管理に努めております。

国道・県道につきましては、町に寄せられた要望等をその都度しっかり国・県にお伝えを行っております。今後も現場の状況を把握しつつ、必要な対策を講じられるよう、引き続き要望してまいります。

原議員が御指摘のコミュニティ協議会や自治会への支援についてお答えいたします。

コミュニティ協議会では、通学路での見守り活動や地域内の国道や県道、町道の除草作業の環境整備活動等を実施されております。

自治会では、通学路等を含めた自治会内の道路の草刈り等の環境整備を実施されております。

これらの活動に対して、町としては平生町地域地域元気づくり交付金事業、自治会活動費交付金などの助成制度、ごみ袋や土のう袋の支給や刈った草などを処理するための仮置場を確保することなどにより、活動支援を行っているところでございます。

このように、コミュニティ協議会や自治会だけでなく、地域住民の方々が一体となって協力しながら活動を進めていくことは、まさに協働のまちづくりの一つと考えております。とりわけ、児童生徒の通学路における見守りや環境整備に日頃から御尽力いただいているコミュニティ協議会、自治会、町民の皆様に対して改めて深く感謝を申し上げます。

今後も協働のまちづくりの推進を図っていく中で、環境整備活動なども進めていくことは重要であることから、こうした地域での環境整備活動が一層活発に行われますよう、自治会における活動に対する支援制度のさらなる充実について検討を進めてまいります。

○議長（中村 武央君） 中本教育長。

○教育長（中本 稔君） 快適な生活環境の確保に向けた香害対策についての御質問にお答えいたします。

現在の社会におきましては、様々な人工の香りがあふれており、柔軟剤などの香りにより頭痛などの体調不良を訴える相談が、国民生活センター等に寄せられているところでございます。合成洗剤や柔軟剤、化粧品や香水に含まれる合成香料などの化学物質により、頭痛や吐き気、不快感などが生じる、いわゆる香害が問題となっており、これをきっかけに化学物質過敏症が誘発される場合もあると言われております。

本町の各学校におきましては、現在のところ化学物質過敏症と診断されている児童生徒はおりませんが、アレルギー疾患と同様に誰にでも発症する可能性があるものと認識しており、日用品の香りにより苦しんでいる児童生徒がいる可能性も否定できないところでございます。

このため学校におきましては、国が作成した香りのマナーに関する啓発ポスター等を活用し、自分にとって快適な香りであっても不快に感じる人がいることや、香りの感じ方には個人差があ

ること、適切な使用量を守ることの重要性について指導し、香りの使用に当たって周囲への配慮が必要であることを、機会を捉えて保護者等にも周知してまいります。

以上でございます。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 再質問いたします。

1つ目の通学路についていろいろ御配慮いただき、子供たちの安全のために尽力していただいていることを知ることができ、よかったというふうに感じています。ただ、やはり夏場の気温がすごく高くなり、作業される方も御高齢になっている。子供たちは、人数が今減ってきていて、通学路の整備っていうのがこれから難しくなっていくのではないかなっていうのを私は感じているので、早め早めに対策をお願いしたいと思います。

そして、子供たちの通学路ではありますが、町民の方、誰もが安全に通行できることにつながることをだと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

そして2番目、香害について再質問いたします。

先ほど、教育長からの御回答の中に、また保護者の皆様にも周知していくということもありましたが、苦しんでいる人がいるかどうかというものは否定できないというふうにおっしゃっていたので、その点について質問させていただこうと思っています。

教育長にお伺いします。

学校における香害は、主に柔軟剤や洗剤などに含まれる合成香料が原因で、児童生徒や教職員が体調不良を訴える深刻な問題となっています。頭痛や吐き気、咳などの症状が出ることが多く、ひどい場合は学校生活に支障を来し不登校の原因となるケースも報告されています。

2024年5月から行われた学術団体などの調査では、小中学生の約10%が学校で香害により体調不良を経験し、保育園や幼稚園では約4%あると出ています。この調査を行った分科会の寺田明治大学名誉教授は、多数の児童生徒の学習環境が損なわれている、継続して調べるべきだと話されています。

平生町内の方に伺ったことをお伝えします。保育園の建物の中に入るだけで香料の匂いを強く感じる。保育園の中の洗濯室が園児のいる部屋のすぐ近くにある園もあり心配です。保育園から帰宅すると、自分の子供の服に香りがついており、抱っこすると親の服にも香り移ってしまう。衣類の洗濯は香り移ってしまうため香りついた服は別々に洗濯する。園やほかの保護者にはとてもお世話になっているために、なかなか相談はしづらい。そういうふう聞いています。

現在、文部科学省は学校における化学物質による健康障害に関する参考資料を公表しており、健康的な学習環境の維持管理を求めています。

平生町内の小中学校では、周知・啓発の状況は現在いかがでしょうか。多くの自治体や教育委

員会が学校によっては、入学説明会や保護者会で香りの強い製品の使用を控える呼びかけをしています。また学校を通じて、保護者や児童生徒に対し香害や化学物質過敏症についての理解を求める案内やアンケートを実施しているようです。現状を把握するためにも、町内でのアンケートの実施は検討されませんか。教育長のお考えを伺いたいです。

町長にお伺いします。

香害は、香りの好き嫌いではなく化学物質による健康被害として捉えることが重要です。周囲の理解が得られにくいことが大きな課題となっています。国の消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の5省庁連名で作成しているポスターがあります。御存じだと思います。柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。自分にとって快適な香りでも困っている人もいることを御理解くださいということがポスターに書いてあります。現在、町内に掲示はどの程度されていますか。

香害の相談窓口として消費者ホットライン188が最も一般的で、最寄りの消費生活センターにつながるそうです。これは市販されている製品の健康被害の報告先です。香害は病気として診察できる病院は少ないということですが、もし役場に相談が寄せられたら相談機関を紹介できるようになっているのでしょうか。

香害の啓発をホームページへの掲載やポスター作成などで行う自治体は、現在多数あります。例えば和歌山県橋本市のホームページのように、平生町のホームページからも香害についての周知と各機関と容易につながれるように掲載することはできないのでしょうか。

2点お伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 中本教育長。

○教育長（中本 稔君） 今、お尋ねの学校での対応ですが、先ほど申しましたように学校では国が作成した香りのマナーに関する啓発ポスター、それを掲示して子供たちに啓発・指導をしているところです。

今後、アンケート等というお話がございましたけども、まずはそういうことで苦しんでいる人がいるという、その情報提供をしていきたいというふうに考えております。学校だより等でその情報を出しながら、それから保護者または地域の方の声を拾っていき、必要とあればアンケートも検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 役場の中にポスター等も今掲示はされていないかもしれないので、早速、掲示するように指示したいと思います。

また、そういう香害で悩んでおられる方がいらっしゃったら、役場のほうに電話をしていただ

き、役場で相談体制も対応できるようにしておきますし、またどういう病院とか、どういうところに御相談に行ったらいいかというようなことも含めて、役場内でちゃんとそういう体制を整えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 教育長のお答え、それから町長のお答え、とても前向きに受け止めました。ありがとうございます。

香りの感受性は個人差が大きいので、周囲の人が香害について理解し配慮することが不可欠だと思います。今回は、子供たちの過ごす環境を整えるということで質問しました。どちらの問題も広く考えれば、町民一人一人に関わってくる問題です。香りの害をはじめとする化学物質対策は、今苦しんでいる当事者のためだけでなく、いつ誰が発症するか分からないので、健康被害を予防するためにも待ったなしのことだと感じています。好き嫌いの問題ではないということと、その結果として行動が制限されること、誰もが突然発症する可能性があるということを認識して、環境・健康・教育に係る各部署の方が連携し、町民の健康を守るという視点で、対策に取り組んでいただくよう期待し要望いたします。

3番目の質問に参ります。

上関町における使用済み核燃料の中間貯蔵施設計画について。

1、9月議会でもお伺いした柳井市、周防大島町、田布施町、平生町の首長が任意に開いていらっしゃる1市3町首長会議は、5月以降の開催はされましたか。8月29日に立地可能性調査報告を受けて協議された内容をお伺いします。

2、国の資源エネルギー庁への訪問予定について。6月議会では、未定とされていた国の再生エネルギーや原子力政策などについて国の方針を決める機関である資源エネルギー庁への訪問について伺います。9月議会の答弁では、1市3町の首長が上京した際に、それぞれで訪問し、各市町の住民の声として不安や懸念の声があるため国に説明を求めると答弁いただきました。現在の予定はどのようになっていますか。

3、上関の中間貯蔵を考える平生町民の会からの申入れ事項への町の対応はどうでしょうか。申入れ事項は3点ありました。

1つ目、1市3町の首長会議で平生町民の意向を共有し、県知事に対し周辺自治体住民は圧倒的に上関の使用済み核燃料中間貯蔵施設計画には反対することを申し入れること。

2、着工から30年を経ても完成していない、27回も完成が延期されている青森県六ヶ所で行われている使用済み核燃料再処理事業の実態はどうなっているのか。そして今年1月にロシアが関門海峡と茨城の原子力発電施設を攻撃対象リストに載せているとのNHK報道もあったように、テロや第三国からの攻撃を受けたら放射能が漏れる被害を防げないのではないか。この2点

の町民の不安を払拭するための説明と、その根拠を資源エネルギー庁へ求めること。

3、資源エネルギー庁に、計画地の周辺自治体にとっては重大事故が起きたら立地自治体とほぼ同じリスクを負うことを確認し、まちづくりに対する負の影響が大きいことにどう対応する考えがあるのかを問いただすこと。

この3点の要望が申し入れられています。先ほどの資源エネルギー庁への訪問予定も含めて御回答をお願いします。

9月議会でいただいた答弁では、1市3町でこのような申入れがあったことを共有するとありました。情報共有され、今後どのような方針を考えていらっしゃいますか。

4つ目、平生町のまちづくりへの影響をどう想定しているか。今後の対応方針はいかがでしょうか。浅本町長は2023年9月議会の答弁において、平生町のまちづくりに大きく影響があるとお答えいただきました。現在、事業者である中国電力は、立地可能性調査を行い立地可能であるという判断を事業者の判断で行っています。そして上関町とその周辺の自治体へ報告されています。

今後、平生町としてはどのような対応されていくのか、現時点で方針など決まっていることがありましたら教えてください。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 原議員から上関町における使用済み核燃料の中間貯蔵施設計画について4点、御質問をいただきました。

まず、1つ目の御質問である1市3町の首長会議についてでございます。

この中間貯蔵施設に係る対応として以前からお伝えしておりますとおり、柳井地区広域圏の柳井市、周防大島町、田布施町、平生町の1市3町が連携し首長会議を開催し、情報共有や対応方針等について協議を行っているところでございます。

本年9月以降につきましては、11月7日に開催いたしました。今回の会議では、各自治体の現状の情報共有を行うことを重点におきまして、話し合ったところでございます。柳井市からは、事務レベルにおいて情報共有を活発にしていくことの提案もございました。

また、従来から基本的な考え方として、エネルギー政策は国策であることから、その責任という意味では、国、そして実際に事業を行う事業者からそれぞれ住民に広く開かれた場において説明が行われること。そして、その場において十分な質疑と議論が尽くされることが大切であるということを改めて共有確認をしたところであります。

なお、首長会議の今後の開催予定については、現時点では具体的な日程は決まっておりませんが、計画の動きや国や事業者の対応状況を踏まえながら、必要に応じて開催していきたいと考えております。

2つ目の御質問である資源エネルギー庁への訪問についてお答えします。

先ほど申しあげました首長会議においても資源エネルギー庁への訪問について、訪問方法等について協議を行ったところであります。従来の協議では、個別に対応する申合せでありましたが、その後の状況も変わっていることから、1市3町でまとまって行動すべきではないかとの方向性によって変わってきております。資源エネルギー庁への訪問予定については、現在のところ未定でございますが、1市3町で調整してまいります。

次に、3つ目の御質問である上関の中間貯蔵施設を考える平生町民の会からの要望書への対応についてお答えします。

8月21日に同会から本町に対し、上関町において建設が計画されている原子力発電所使用済み核燃料の中間貯蔵施設に関する自治会を対象としたアンケートの集計結果とそれに基づいた要望書等の提出があったところでございます。同会からの申入れ事項は3つでございました。

まず1つ目が、1市3町の首長会議で平生町民の意向を共有し、県知事に対し周辺自治体住民はこのたびの中間貯蔵施設計画に反対していることを申し入れること。

2つ目が、国に町民の不安を払拭するための説明と根拠を求めること。

3つ目が、国に周辺自治体において重大事故の発生は、まちづくりに対する負の影響が大きいことについてどう対処する考えがあるか確認することです。

これらのいただいた要望書の内容につきましては、1つ目の申入れ事項のとおり、11月に開催しました1市3町の首長会議において共有をいたしましたところでございます。今回は、情報共有に重点を置いて協議したこともあり、要望書の各項目に対する具体的な対応について、その場で詳細な議論を行うには至りませんでした。

しかしながら、要望書の根底にある住民の不安を解消してほしい、国には責任をもって説明してほしいという思いにつきましては、これまでの協議の経過からも1市3町の首長において共通の認識であると考えております。

この要望書は平生町長に提出されたものであり、第一義的に本町にて対応を検討してまいります。一方で、御要望のいただいている内容は、国への要請や広域的なまちづくりに関わるものであります。したがって、中間貯蔵施設建設計画への対応を1市3町の首長会議にて検討し、判断していくプロセスにおいて要望書への対応も検討してまいりたいと考えております。

申入れ事項2及び3の、国に町民の不安を払拭するための説明と根拠を求めること。国に周辺自治体において重大事故の発生やまちづくりに対する負の影響が大きいことについてどう対処する考えがあるか確認することについては、今後1市3町の首長会議における協議となりますが、資源エネルギー庁への訪問時に伝えることができると考えております。

次に、4つ目の御質問である平生町のまちづくりへの影響についてをお答えいたします。

中間貯蔵施設が建設されることになれば、本町の移住定住や子育ての施策に対しても影響を与えるものではないかと考えているところであります。隣町に原子力関連施設があるというだけで、本町への移住定住や子育てにマイナスのイメージを持たれる方はいらっしゃると思いますが、どの程度の影響があるか現時点で具体的に見通すことは難しい状況であります。そのため、今後、様々な情報に基づいて対応を検討していく必要があると認識をしております。

国や事業所等から計画内容や安全対策、事態発生時の対応、風評被害への配慮などについて十分な情報提供を受け、その内容を踏まえて本町としての対応を検討してまいります。

この中間貯蔵施設の建設計画について本町といたしましては、上関町における同計画の状況を注視しつつ、周辺自治体との連携を図りながら、本町の将来にとって適切な対応が行えるよう慎重に推移を見極めていくように考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 再質問いたします。

1市3町首長会議では、情報の共有が行われていることは分かりましたが、山口県知事への各市町の声として申入れを行うことはされないのでしょうか。

今年2月に行われた田布施町議会選挙、先日12月7日に行われた柳井市議会議員選挙でも住民から選ばれた議員は、2つの自治体の課題の一つに、上関町での使用済み核燃料中間貯蔵施設計画について争点にしています。候補者の訴えの中には、自分たちの暮らす各地域で安心して暮らせるための必須条件として、中間貯蔵施設建設に反対の声を上げるとありました。上関町の地域振興策の一つとしても、一度、事故や災害、テロなどがあれば穏やかに暮らしている私たちの命や暮らしが奪われてしまいます。原子力発電所から出る使用済み核燃料は放射能の塊であり、人間が近づけば即死するほどの強力な放射線と高い熱を出し続けるものです。

繰り返しになりますが、青森県六ヶ所村にある使用済み核燃料の再処理工場は稼働していません。稼働は未定です。公式には、2027年度3月完成と発表されていますが、設備の審査や工事、検査が継続しているため稼働時期は遅れる可能性があります。

先日の平生町議会全員で視察に行きました。茨城県東海第二原子力発電所です。

その敷地内ではキャスクの管理について質問しました。キャスクの耐用年数は40年。その間に不具合があれば、中の使用済み核燃料を一度プールに移動して新しいキャスクに詰め替えて保管するそうです。再処理が行えない場合はそれを繰り返すそうです。これは原発敷地内に貯蔵施設とプールがあるからできますが、貯蔵施設だけでは難しいので、結局、元の原子力発電所まで海上輸送して、このような作業をしなければいけないと考えます。地元の方や平生町民の方からも中間貯蔵と言いながら、永久貯蔵になるのではないかと不安の声が上がるのも分かります。

また、東海第二原発は大変広い敷地でした。その敷地を想定している津波から守るための防潮堤は全長が1.7キロメートル、幅が3.5メートル。高いところでは20メートル。建物の2階の屋上と同じ高さの防潮堤。この総工費は2,350億円かけて現在も建設工事中でした。キャスクを運び出すにも、海上輸送をするのであれば護岸工事もされるでしょう。この穏やかな瀬戸内海の生態系は壊されてしまいます。上関町にできた場合を考えると大変な環境破壊だと感じました。

ネイティブインディアンの考え方に、7世代先のことを考えて物事を決めるというのがあります。近い将来ではなく、本当に自分たちが今の利益だけで決めて進んでいいのかをよく考えていけないといけないと私は思います。

12月8日の青森県八戸で震度6強を観測する地震がありました。青森県の東通原子力発電所と宮城県の女川原子力発電所では、現時点で異常の報告はないようですが、近い間隔で地震が起こる可能性があるとも予測されています。住民の方は、2011年の東日本大震災や2024年1月の能登半島地震を思い出された方も多いのではと思います。

自然災害の前では人間は無力です。平生町は自然災害が少ないと言われますが、今後は分かりません。この平生町で安心して暮らしたいという声を県知事や国へ届けるのは何度でも行うべきだと私は思います。以前、町長は、現在、立地可能性調査中だからお答えできないと言われました。今後計画が出てから訪問されるのでしょうか。自然豊かな活気あふれる幸せのまち平生町であり続けるために行動されるのは今だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 1市3町首長会議におきましては、例えば県知事への訪問というのもまだ検討の中に入れておりません。いずれにしても、いつかはそういう話に申入れするような形になるかどうか、これは1市3町で検討してまいりたいと思っております。

それから、いずれにしても今、適地だという判断されただけで、計画とかそういうものはまだ全然出てきていないので、この時点で例えばエネルギー庁に行っても、いや、適地というだけですよねっていうだけしか多分言われなと思います。

ただ計画ができれば、実質的にこういう計画があるんで、私どもはこう思っておりますということ言えるようにはなるとは思うんです。今、適地ですって言うだけ、適地と言ったら日本中どこにも適地があるんじゃないですか。だから、今造るかどうかは決まっていない時点で、エネルギー庁にはちょっと行っても無駄かなというふうに思っております、いずれにしても計画が出てきて、それに対する1市3町が対応を検討していかないといけないと思います。

また、さっきもおっしゃったとおり、状況はどんどん変わっておりますので、柳井市の市議会議員の選挙も終わりましたから、多分どのように対応になってくるのか、そちらも状況を見なが

ら1市3町で検討して、今後のことも検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 再質問いたします。

町民に選ばれてまちづくりを任されている代表が浅本町長です。町民の声としては、受け入れるべきという声が多数、町長の元へ届いているのでしょうか。

町長がおっしゃるその計画ができたというタイミング。今、資源エネルギー庁に行っても無駄足。ちょっと言葉は悪いですけど、そういうふう聞こえる発言を今されて、状況がどんどん変わるとするのは、今、平生町に暮らしている人たちの声を、今、届ける必要が私はあると思っています。

あと、県知事への訪問のことも、まだ1市3町では話されていないというふうにおっしゃっていましたが、県知事選も来年あります。私はその都度伝えていっていいと思います。

資源エネルギー庁まで行くのが大変であれば、まず山口県の代表である県知事にいろんなことを、多分、伝えに行かれる機会に、今、平生町内ではこんな声が上がっていて、こんな不安があるんだということを伝えていく、そういうことはできると思います。

国からの説明や事業者からの説明も一度だけでなく、町民の方の理解が深まるには何回も必要だと思っています。

1市3町の首長会議でお話されるのでありましたら、具体的な行動も、今後検討していただきますように要望して、私の質問を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） ここで休憩をいたします。

再開を11時15分、11時15分といたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 通告に従い、質問させていただきます。

1問目、大規模火災対策を問う。大分県佐賀関火災の検証から考える。

報道等による原因として、1つ、道が細く消防車が入れなかった。2つ目、人口減少、空き家が4割あった。3番目、住宅密集地のため消防隊が消火ホースをどこから通すのか、相談・把握

に時間がかかった。4つ目、全ての住宅に義務づけられている火災報知器設置の認識不足が多かった。5番目、半島部の風の影響で火の回りが早かった。また要因は幾つかあると思われますが、今回、この5つのことでこれらを教訓として、平生町の火災対策について町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

大分県大分市佐賀関で11月18日に発生した大規模火災は、今日4日、離島の鎮火が発表され、発生から17日目で全ての地域で鎮火いたしました。死者1名、軽傷者1名、被災した建物187棟、焼損面積は約4万8,900平方メートルという被害規模は、ここ数十年では最大規模の市街地火災となっております。

火災の原因につきましては、現時点ではまだ所管の消防機関などが調査を進めているところであり、公式な結論は発表されておられません。したがって、断定的な原因を申し上げることはできませんが、御指摘いただきました問題点について、町としてどういった対応ができるのか、順を追って御説明申し上げます。

1、道が細く消防車が入れなかったという課題への対応でございます。

佐賀関の火災では、狭隘な道路が消防車両の進入を妨げ、初期消火活動の遅れや効果的な放水位置の確保に支障を来したと報道されております。

本町におきましても、周辺地域等で同様の課題を抱えている地区があるものと認識をしているところでございます。そのため、本町では、消火をはじめとした消防活動に必要な水を確保するため、これまでに消火栓を282か所、地域の実情に応じて防火水槽105か所設置し、消防水利の整備に努めてきたところでございます。

こうした消防水利の整備に加え、本町消防団では道幅の狭い山間地など、消防ポンプ積載車が進入しにくい場所への対策として、軽自動車タイプの積載車を整備をしております。また、火災現場において水利と火点までの距離が長い場合には、複数台のポンプによる消火活動も考えられることから、中継送水訓練も実施しているところです。

その他道路改良につきましては、用地や景観、住環境との調整が必要となりますので、早期に進めることは困難ではございますが、防災上支障があると判断される箇所については、関係部局と連携しながら慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2、人口減少、空き家が4割あったという点への対応でございます。

佐賀関地区では、高齢化・人口減少の進行に伴い管理が行き届いていない空き家が増加し、それらが延焼拡大の要因となったことが報道されております。

本町におきましても、人口減少や高齢化に伴う空き家の増加は大きな課題であると受け止めて

おり、第2次平生町空き家等対策計画に基づき、危険度の高い空き家等について所有者や相続人または管理者等を把握し、改善に向けての助言・指導を行っているところです。

また、今回の事例を踏まえて、火災延焼の観点からのリスク評価にも取り組んでいく必要があると考えております。所有者等が特定できない、あるいは存在しない空き家等で周辺に危険を及ぼすおそれがあり放置できない場合には、建物自体に老朽化等による危険がない場合であっても、火災の際の延焼などを回避するために必要な対応について検討し、適切に対処してまいりたいと考えております。

今後も空き家等の実態把握を継続して行い、有事の際に空き家が被害拡大の要因にならないように努めてまいります。

続きまして、3、住宅密集地のため、消防隊員が消火ホースをどこから通すのか、相談・把握に時間がかかったという点への対応でございます。

住宅が密集し、細い路地が入り組む地域におきましては、どの路地からホースを通すとか、どこを中継地点とするとかいった判断が消火活動の成否を大きく左右いたします。

本町では、これまでも消防団訓練を通じて、地域の地形や道路状況に精通した人材が活躍することの重要性を認識し、常備消防との連携強化を図ってきたところでございます。今後においても、消防団訓練や消防水利点検を定期的実施し、現場での動線把握時間の短縮と初動対応の迅速化に努めてまいります。

次に、4、全ての住宅に義務づけられている火災報知器設置の認識不足が多かったという点でございます。

設置が義務づけられている住宅用火災警報器は、火災による熱や煙を感知して警報を発するもので、火災の発生を早期に知り、消火や避難などを速やかに行う上で有効であり、逃げ遅れによる死者の発生を減少させる効果があるものと認識しております。そのため、住宅用火災警報器の普及と適切な維持管理は、命を守る上で極めて重要な予防策であり、設置から10年以上経過した機器の交換などについて、周知を行っていく必要があると考えております。

今後におきましても、出前講座や広報紙、防災訓練などの機会を通して、火災予防の啓発に努めてまいります。

また、加えて感震ブレーカーの普及啓発についても、これまで地震発生時の電気火災防止策として説明してきたところであり、火災全般のリスク低減という観点から併せて周知を強化し、住宅内の防災機器全体の底上げを図っていく必要があると考えております。

最後に、5、半島部の風の影響で火の回りが早かったという点への対応でございます。

この点につきましては、単に消火体制の強化にとどまらず火災の発生そのものを抑制する観点から、火入れに関するルールの強化が重要であると認識をしております。

本町では、これまで農地や山林における火入れ、いわゆる野焼きにつきましては、農業振興や環境保全との調和を図りつつ、火災予防上の安全確保を求めてまいりました。

令和2年12月議会の際に、中本議員から曾根地区における建物火災について、防火水槽や農免道路が整備され周辺農地の草刈りが適切に行われていたこと、さらには当日は風もさほど強くなかったことから、1軒のみの消失にとどまり、大火事には至らなかったとの発言がございました。この事例は逆に申しますと、強風時に枯草や竹やぶが放置されている状況で火入れや焼却が行われれば、一気に大規模火災へと発展し得ることを示しているものと受け止めております。

こうした認識の下、本町といたしましては、半島部や沿岸部特有の強風リスクを踏まえ、今年8月に改正された火災予防条例を基に、火入れに関する条例の見直しを進めていく必要があると考えております。具体的には、現行の火入れに関する条例における火入れの中止について、林野火災注意報と林野火災警報を制限要件として位置づける方向で検討してまいりたいと考えております。

また、消防団による防火パトロールや、119防火デー、消防啓発行事等の機会を捉えまして、地域住民への防火意識の普及啓発と一体的に進めることで、強風時の大規模火災リスクを少しでも低減できるよう努めてまいります。

以上のことから、佐賀県での火災は、本町における道路・空き家対策、住宅密集地の消火戦術、住宅用火災警報器の普及、そして風の影響を踏まえた大規模火災対策の重要性を改めて示したものと受け止めております。

また、今回の大規模火災は、その規模に比べて人的な被害は死者1人、軽傷者1名にとどまっております。避難の際に近所への声かけや一緒に避難するなど、住民同士のつながりの強さを取り残しのない避難につながったとする報道もありました。これまでも言っておりますが、消防水利の整備や消防団訓練、常備消防との連携強化等の取組に加えまして、地域の皆様による自主的な防災活動への支援を通じて、地域防災力の一層の向上を図ってまいりたいと考えております。

今後とも地域の皆様のお声を伺いながら、議員の皆さんの御協力とともに必要な対策を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） ありがとうございます。今、お話を聞いて感動しました。ものすごい気を遣って配慮して、一生懸命地域の住民のために見えないところで努力されていることがよく分かりまして、ありがたいと思います。

地域の消防団の方の努力も私、いろんなところで消防自動車が走るのを見てもすごいなと思ってましたから、本当に敬意を消防団の団員の皆様、そして町の職員の皆様、いろんな消防に関わ

る方に敬意を表したいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

もうみんな努力していますので、この質問はこれで終わりにさせていただきます。

それでは、2問目の強い経済を実現する総合経済対策について質問させていただきます。

これは、3つの柱が今回打ち出されております。第1の柱は、生活の安全保障、物価高への対応、物価高から暮らしと職場を守る。第2の柱は、危険管理投資、成長投資による強い経済の実現、先行的かつ集中的な危険管理投資、成長投資の取組・強化。3番目の柱が、防衛力と外交力の強化、国民の安全と繁栄を支える強い日本を実現する。この強い経済を実現する総合計画対策が11月、3つの柱として打ち出されました。その第2の柱の中の10番目、食料安全保障の確立のため、令和7年度から令和11年度の5年間において、機能的・弾力的に充実強化、見直しを行う対策です。

国の調査、農林業センサスが5年に1度行われていて、今年2月現在の速報値が28日公表されました。山口県では高齢者の割合は84.8%、平均年齢は72.5歳、2010年度の調査から4回連続で全国で最も高くなっています。農地の集積により5ヘク以上の割合が9%増えているが、県全体の農地は5年前に比べ14%減少しています。県は大区画化やスマート農業の導入で生産性を向上させ、農家が減っても今までの農業規模を維持できるよう取り組むとしています。食料安全保障の確立のため、機動的・弾力的に充実強化、見直しを行うとあります。

平生町としては、地域全体での取り組む農業、農地整備計画、水路・道路を地域全体で守る方法、町内にある牧場の堆肥を使用してもよいでしょう。野菜、果物、花、オリーブの推進を地域ぐるみで取り組む方法などがあると思われます。小規模農家、家族集落農業で10年先を見た圃場整備を考える。今、行われている地域計画、農畜連携により化学肥料を削減し、循環型農業を推進するなどもあります。農地計画の中で、座談会を2回開催しています。農業者の現状は、大なり小なり把握されたのではないかと思います。農家負担ゼロ、負担金なしのこの制度は、チャンスかなと思います。この経済対策の中に食料安全保障の確立とあり、農地の大区画化等、5年間の農業構造転換・集中対策に取り組むとされている交付金を活用できないものでしょうかお伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

現政権下の強い経済を実現する総合経済対策として行われている食料安全保障の確立について、5年間の農業構造転換集中対策期間で行われる事業を生かし、当地域に活用できないかとの御質問であろうかと思います。

この対策をめぐっては、令和7年度においても総額4,254億円の補正予算が国により措置されております。内容といたしましては、農地の大区画化等、共同利用施設の再編集約・合理化、

スマート農業技術の新品種の開発、生産性向上に資する農業機械の導入、施設整備・販路拡大等を通じた輸出産地の育成からなるものでございまして、平成7年度から11年度までの間、集中的・計画的に取り組むとされております。

こうして予算が措置され、取組環境は整備されつつありますが、事業を実施していく上で一番大切なのは、取り組む側の意向でございまして、いろいろと御質問もいただきましたが、まずは地域の思いを一つにして、その内容を地域計画に盛り込むことから進めていく必要があると考えております。

特に、農地整備事業につきましては、大きな費用がかかってまいりますし、個人の財産に手を入れることにもなりますので、しっかりと協議を重ねる必要がございます。地域計画に地域の思いを盛り込んでいくためには、先ほど議員も地域計画の座談会の話に触れられましたが、こういった座談会の場を利用するなどして地域の皆さんがしっかりと話し合いを進め、今後の方向性を決めていくことが大切と考えております。地域の求めがあれば、このたび曾根地区の座談会でいったように、産業課、建設課、農林水産事務所など、行政側のソフトとハードが一体となった情報提供も可能でございます。

この地域計画は、地域ごとの10年先の農業ビジョンでございます。この計画は、地域の皆さんが将来の地域農業の姿を協議し方向性を決定することにより、いかようにも変えていくことができるものでございます。その協議のため必要であれば、行政として集中対策期間であるか否かを問わず、協力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 今、町長さんが言われましたように、2回目の座談会、産業課、建設課も課長補佐、課長、農村整備部からも農林事務所からも農業委員さんもみんな来てくれました。そして、みんなが話そうと思ったとき、地域の住民がああじゃこうだ言っていた住民が来なかったんですね。どうしたのかと言ったら、私は後訪ねて行きました。どうじゃったのと言ったら、はあ済んだちゅうじゃないで、わしは知らなかった、なして知らせてくれんのでと言いましたから、広報にも改善して目次だって一面に書いてあったでしょう、みんな書いたのに、それはみんなが農家も一体となって共有しないとイケないので、よう見てちょうだいねって言ったら、ああ分かったで、3回目は行くでって言う人が、私行ったところが全部そう言われました。本当に吉岡課長さん、みんな手配してくれてありがとうございます。何か私恥ずかしい思いがしました。そういう現状ですので、またいい方向に進めたらいいかなと思います。

私、この問題を質問して、最初平成30年だったと思うんですが、当時は環境は太陽光が進んでおりました。今は本当に農家の人もみんな高齢で、言ったことも、そうじゃったよないうんで、

大事な座談会も忘れるような高齢者が多いので、今、本当に思うのは、イノシシ、太陽光、空き家、荒廃地、高齢化、本当急ピッチで農村自体は進んで住みづらくなっています。農地整備は、本当に総力を挙げて考えていかないといけない問題ですので、御無礼もあるかもしれませんが、失礼な言い方もあるかもしれませんが、みんなで協力していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まだいっぱいあるんですけど、さっきの質問も今回も皆さんが一生懸命というのが分かりますので、ここで質問は終わらせていただきます。

.....

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） それでは、私から2つほど質問をさせていただきます。先ほどの原議員、中本議員と少しかぶるところがございますが、質問をさせていただきます。

1 問目、協働による道路の維持管理について。

佐賀から尾国地区の県道歩道は、地域の方が以前草刈りをしていました。今ではどこの地域も高齢化が進み、自宅付近で草刈りをするのがやっただと言われていています。草刈りをするだけならできます。刈り取った雑草を処分するとなると手間がかかり、できないのが現状です。

大野から曾根・佐賀への町道佐賀大野南線の農免道路は、竹や木が伸び、アスファルト舗装に竹の根が張って道路の端を歩くのは大変です。場所によっては暗くて昼間でもライトをつけるところがあり、散歩を敬遠したくなります。県道は県が管理しています。町道は町が管理します。県道の歩道は、平生町民が利用しています。後期高齢者や小中学生、高校生が県道歩道を歩いて、または自転車通学で利用しています。草刈りを山口県にお願いしても、年に一度行う程度では雑草が伸び歩くに支障があり、自転車通学では雑草が邪魔で安全に走行できません。歩道を歩くのは、子供たちやこれから増えてくる後期高齢者になります。

未来の平生町民に対して、住みよい町、平生町を残すことはできませんか。このままだと町道佐賀大野南線は、散歩で歩く方や車で通勤される方には通りにくい道路になります。竹や木を切り、歩道の雑草を刈り取り、安心して安全に通れる道路にするために、行政、コミュニティ協議会や地域の方が一緒になって作業を行うことはできませんか。このままだと大変な道路になりかねません。まず、行動することが大事だと思います。町長のお考えをお伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 御質問のありました町道佐賀大野南線の維持管理につきまして、現在行っている対策を御説明申し上げます。

本町道は、道路法に基づいて町が道路管理者として道路の良好な状態を維持し、一般交通に支障を及ぼすことのないよう努める責務を有しております。このことから町といたしましても、先

ほど原議員への御答弁でも申し上げましたように、道路区域内にある枝木の伐採や除草作業、また豪雨や強風後のパトロール実施などにより、適切な道路の維持管理に努めているところであります。

しかしながら、近年の異常気象の影響もあり、雑草繁茂等が顕著となっており、職員や道路作業員による人力作業では限界があることも事実であり、管理が追いつけない箇所もあるなど、対応に苦慮している実情であります。

県道につきましては道路管理者は山口県であり、町に寄せられた要望等をその都度しっかり県にお伝えしております。今後も現場の状況を把握しつつ、必要な対策を講じられるよう引き続き県に対して要望してまいります。

また、行政では対応できない部分においては、地域のコミュニティ協議会や自治会において、道路の除草作業などの環境整備に積極的に取り組んでいただいております。本町からは、コミュニティ協議会に対して、平生町地域元気づくり交付金事業による支援、自治会に対しましては、自治会活動費交付金の助成制度も設けております。加えて、ごみ袋や土のう袋の支給や、刈った草などを処理するための仮置場を確保するなど、現場での活動に対する支援も行っております。

また、一部のコミュニティ協議会では、山口県のきらめき道路サポート事業の活用を図りながら、県道の草刈りに取り組まれていると承知をしております。

このようにコミュニティ協議会や自治会だけでなく、地域住民の方々が一体となって協力しながら活動を進めていくことは、まさに協働のまちづくりの一つと考えております。日頃から道路の環境整備に御尽力いただいているコミュニティ協議会、自治会、町民の皆様に対して、改めて深く感謝を申し上げます。今後も行政、コミュニティ協議会、自治会、町民の皆様と連携して環境整備活動を進めていくことは、協働のまちづくりの推進を図る上でも重要なものであると位置づけしております。

児童生徒や高齢者をはじめとして、町民の皆様の安全安心な通行の確保の観点から、こうした地域での環境整備活動が一層活発に行われるよう、自治会における活動に対する支援制度のさらなる充実について検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） 町長、町民が頼りにするのは平生町役場です。担当課が違って、町民から見たらどの課の人も役場の人です。これは町民から見た目です。バスを利用するのは、子供や高齢者です。歩道やバス停付近に雑草が少なくなれば、歩くのに支障がなくなり安心して安全に歩けます。子供たちや後期高齢者が安心して暮らせる町にもなります。

町民と行政がもっともっと身近になる仕組みとして、コミュニティ協議会や地域が一緒になっ

て動くということを私は御提案いたしました。他の市町村にはない行政とコミュニティ協議会、その他団体、地域が一緒になって協働する町、平生町に変えてほしいという思いでお願い申し上げます。

今、町長のお話の中で、これからコミュニティ協議会・自治会と連携していただくというお言葉がありましたけど、今後、平生町は新しい、先ほど申し上げましたが、行政とコミュニティ協議会、地域が一緒になる、そういう協働の町にするというお考えはございませんか。再度お伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、行政、コミュニティ及び自治会、また町民の皆様、これらと一緒に町道の道もはじめ、いろんなことに取り組んでいきたいというふうに思っております。協働のまちづくりの精神というのはそういうことだと思っております。だから、行政だけでできることもありますが、行政だけではできないこともございます。ですから、そういう協議会さんとか自治会さんとか、また近くの皆様と一緒に、協働でこの町をよりよくしていく必要があると私は考えておりますので、引き続き皆さんの御協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） それでは、1つ目の質問を終わらせていただきます。

では、2つ目の質問、地域おこし協力隊員の募集についてお伺いします。

これからの農業、10年先の農業について各地域で話し合いを行っています。農家が集まり話し合い、意見を出すことは、コミュニケーションが取れる新しい取組です。この取組は、来年度も続けていってもらえたらと思います。

米づくりをやめると田に雑草が生え、道路も傷んで、数年で水路が壊れ水を確保することができません。米づくりをやめると、地域によっては太陽光発電に変わり将来に不安を残します。平生町は自然を大切にす町ですよね。田をほかの用途に変えないで、米づくりを続けられる方法を考えませんか。化学肥料を使わない、子供たちの未来を考えたお米づくりをしましょう。

農業に興味のある地域おこし協力隊員を募集しませんか。化学肥料を使わないお米づくりを地域おこし協力隊員にお願いするのは、農業に興味のある人に未来の農業をお願いすることで、荒れた田が少なくなります。農地を適切に管理することで道も壊れることが少なくなります。魅力ある農法等を共に考え実行し、ブランド力のある農産物を生産することで耕作放棄地が少なくなり自然豊かな平生町を取り戻すことが可能だと思います。

農業の担い手不足だとは言わないで、農業をこれからも続けられる方法を考えて行動しません

か。現状のままだと、今まで農業に従事していた方、そして未来の平生町民に不安を残します。地域おこし協力隊員を募集し、農業の未来を明るくしませんか、お伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 農地を担う地域おこし協力隊の募集についての御質問にお答えをいたします。

まず、本町の米づくりの現状について御説明いたします。

水稻作付面積については10年前と比較して半減し、現在約77ヘクタール、販売農家の経営体数については同じく半減し、現在87戸となっており、減少に歯止めが止められない状況となっています。農業離れの原因は、農家の後継者の離農や、農産物の価格低迷などによるものと考えられます。

また、水田は農地としてお米を作る以外にも、田んぼダムとして下流域の浸水軽減の機能や、地下水を形成する機能、生態系を維持する機能など多面的な機能を持ち、平生町のような中山間地域においては非常に重要な役割を担っております。

米づくりをやめてしまうとすぐに雑草が生え、数年で水田への復旧が困難な状態になり、これらの多面的な機能も失われています。特に水路については、耕作者の減少により維持管理に大変な労力が必要となっており、議員御指摘のように耕作者の減少が農村部のインフラ維持にも大きな影響を与えております。

さて、御質問の趣旨は、農業に興味のある地域おこし協力隊員を募集し、米づくりを担わせることで、平生町の農業を盛り上げていかないかということでございます。

まず、地域おこし協力隊の制度について簡単に御説明いたします。隊員は、主には町の会計年度任用職員として最長3年間勤務しながら、農業も含めた起業や就業の準備をし、任期終了後も平生町に定住して活躍していくことを目指すものでございます。

農業に興味のある地域おこし協力隊員を募集するという御提案ですが、隊員は任期中に農業研修として米づくりを行いながら、3年後の自分の生活設計を考えていくこととなります。しかし、平生町には研修先として受け入れる可能な農業法人等が存在しないことに加え、米づくりだけで生活できるだけのまとまった条件のよい農地を確保することも困難です。そのため任期中に町からの給料で農業研修に取り組んだとしても、その後は町に定住して農業で生活していくことが難しいと考えざるを得ず、制度の趣旨からしても、定住を見通せない募集をすることは現時点では難しいと判断しております。

農業の振興は、担い手の確保が鍵となってまいります。町としてもこの担い手の確保を最重要課題と捉えておりまして、地域計画の座談会に際しても担い手確保の呼びかけを行っております。

そのことから町内で農業を行いたいという人がおられれば、地域おこし協力隊員であるか否か

にかかわらず、また専業・兼業にかかわらず、農地のあっせんなど行政としてできる支援は行ってまいりたいと考えております。

地域の皆さんとは地域計画の座談会などを通じて情報共有を行いながら、平生町の農業活性化の取組を行っていかねばと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） ここで休憩をいたします。再開を13時、午後1時といたします。

午前11時59分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） それでは再質問をさせていただきます。

町内外を問わず、農業に従事したい方に平生町ができる支援、地域が応援できる体制をつくれれば、新しい農業ができるものだと考えます。平生町の農業はこれからどうなるのか、町民は心配しています。地産地消の面から考えると、特産品センターの農作物が少なくなるのは町民の皆様生活に支障が起きると思います。町長がお考えの自然豊かな町とはどのような町ですか、お伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

農業は、大変私も必要なことだと思っております。ただ、やりたいという人が少なくなっているというのも事実であります。地域おこし協力隊を平生町に来てもらえれば一番いいんですけど、全国農業地というのは、農業があるところはたくさんありまして、特に山口県内でも農業がすごく盛んなという地域もあるのかもしれませんが、やはり平生町は農業がだんだん縮小している。先ほども答弁しましたが、農地面積も農業をやっておられる方も半減している状況でございます。したがって、やっぱり農業をしてほしいという気持ちは分からないわけではないんですが、じゃあ実際、平生町に来て農業をやってみたいという人がどれだけいるのかということとは、ちょっと考えんといかんとは思いますが。隣町では結構農業盛んな町があります。どちらかといえば平生町と違い、農地を拡充されてる隣町もあります。農業に大変力を入れられているだろうと思います。

じゃあ平生町はどうなのかというと、農業に力を入れたいんですが、入れたいんですが今のところ農業用地といいますか、これを大きくしてやっていこうという声も、みんなが一緒になってやっていこうというような声は今のところはあまりございません。

したがって、私どもとしては農業で生計を立てれる農業をやってほしいなという気持ちはございますが、現実的には今の平生町で、町内で農業をやって生計を立てていくというようなことはちょっと難しいのではないかなというふうに思っておりますし、ただお米を作るだけじゃなくて、農業で新しくイチゴをやっておられる生産者が新しく平生町にも来られましたし、何かそういう果物とか、生計を立てれるような農業を目指していく必要があるんだろうなというふうに思っております。

米の価格も、今、高くなっておりますが、いつまた、高止まりしてくれればいいですけどどうなるか状況は分かりません。このような中で農業をやっていく方々も大変心配されながら、農業をしておられるんだろうと思いますし、これはやっぱり国としてちゃんとした方針を、まず国が示すべきだというふうに私は思っております。国がそういう農業をどうするかということを、ちゃんとしっかり責任を持ってやっていけるような農業政策をやっていただけることになれば、また平生町内でも農業をやってみようかなというような人が出てくる可能性もありますし、よそからも来てやってみたいという方も出てくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、国の農業施策、これからどのようにしていくか。また最近、農水大臣が変わった関係で、米のどうするかなんていうのも今までと変わるような、政策が変わるような状況になるんじゃないかなというふうに、今いろんな人が思われているんじゃないかなと思っております。きちんと農水政策をやっていただけることが私は必要と思っております。

平生町の豊かな自然、これらを生かすということでございますが、確におっしゃるとおり、農業もちょっと平生町では衰退し、また漁業のほうも漁師といえますか、漁業をやっておられる方もどんどん少なくなっている状況でありますので、何とかこれを回復はしながら、せっかくい海がありますんでその海のほうにも力を入れていただければありがたいなと思っております。いずれにしても、町としての農業、水産業含めそういう産業を進めたいというのは思っておりますので、皆さん方からいい御意見がございましたら、意見聞きながら、平生町として今後、農水政策をしっかり形をつけてやっていきたいというふうに思っておりますので、皆さんの御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） 以上で、一般質問を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

最近の熊のニュースが連日のように流れております。その情報を受けて、平生町内の皆様が、

これをまた温度差がある中で、いわゆる恐れ方がまちまちな状況を何とかならんかなと思って2問ほど質問させていただきます。

今年は、全国的な熊の出没、被害件数が過去最多ペースで推移しており、人身被害も過去最多と報道によって伝わっております。特徴的なのは、人身被害の7割以上が熊の生息域ではなく、人の生活圏やその周辺で発生しているとも伝わっております。人身被害県は、多いところから秋田県、岩手県、福島県、新潟県と、東北・北陸地方が中心になっているとはいえ、全国的な連日のニュースによって、ここ平生町でも脅威を覚える方もおられるところです。

最近でも町内で11月・12月と熊らしき動物の目撃情報が寄せられ、強い脅威としての関心が高くなっているところでもあります。

そこでお尋ねいたします。全国的に熊の出没件数が増加している現状について、町長としてどのように受け止めておられるか、平生町における熊の出没の可能性についてどのような危機感を持っておられるか、平生町町長の御認識・御所見をお尋ねいたします。

次に、熊らしき動物の目撃情報は2件とも佐賀でありましたが、全域的に情報収集ツールの少ない方、いわゆる情報弱者ともいわれる方々が高齢者に多くおられると認識しております。いずれにしても、最終的には情報の届け方が大変重要と捉えております。

そこで、熊の情報は町として主にどのようなルート、住民通報であったり、警察であったり、県、猟友会、周辺自治体などからの収集をどのようにしているか。また情報について、その真偽確認、緊急度判断、内容の整理はどのように行っているのか。出没などの情報を住民へ発信する際、その方法はどのようにしていくのか。これも例えば巡回であったり、巡回連絡であったり、防災無線、LINE、ホームページ、いろいろあると思います。その辺の使い方、使い分けをお伺いできればさせていただきたいと思います。

そして、周辺市町や県との間では、熊の出没情報をどの程度、どのように共有できているのか、熊の情報収集、整理、発信方法及び周辺地域を含めた情報収集体制についてお尋ねいたします。

最後に、熊の出没に関する報道機関との付き合い方というか、関わり方についてお伺いしたいです。11月西魚見で熊かもしれない動物の出没に関する情報提供の際、報道機関とのやり取りはどのようになっていたのでしょうか。

11月の平生町の佐賀での目撃情報については、民間報道機関の記事を発端に、インターネットの速報に乗って瞬時に広範囲にこの情報が拡散されました。私が知ったのは、町外の知人からの具体的な情報の確認の電話がありました。そして、私はまずスマートフォンのインターネットニュースで見た次第でした。そこには「熊目撃情報 県道沿いの歩道で体長約1メートルの熊か山口・平生町」との題名で、画面には黄色一色の下地に両手を挙げた熊の影を中心にした背景で、その上に太い赤字で熊出沒と書かれてあって、そういった内容でアイコン的に画像が貼り付けら

れ、人によってはまるでまさに熊が出没したと捉えるのを促すような画面が目飛び込んできました。注意喚起の側面から直ちにとがめる必要があるほどではないですが、町からの確実な発信が後になりました。不安や衝撃が広がったことは否めないと思うところでした。

そこで、住民への過度な不安を与えないために配慮している点は何でしょうか。また今後、報道との関わり方、向き合い方で改善しているところがあれば伺いたいと思います。お願いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 全国的な熊の出没に対する所見と、熊に関する情報の体制及び報道との付き合い方についてお答えをいたします。

本年度は全国の熊に関する出没件数及び死者数が過去最多となっております。環境省のデータによると、12月5日時点での速報値で出没情報件数は3万6,814件、そして死者数に至っては13人に上り、特に死者数はこれまで最多であった令和5年度の6人の約2倍に達しております。そして連日のニュース映像にあるように、熊が市街地を堂々と落ちて歩いて歩き回る様子や民家で餌をあさる姿など、従来の熊は警戒心が強く人や車を怖がるというイメージとは大きく異なる事例が各地で報じられております。

また、明らかに行動範囲が広がり、従来、熊の出没がない地域でも遭遇リスクは高まっております。人の生活圏に平然と出没する姿を見ると、人と野生動物との距離が縮まり、野生動物に何らかの変化が生じているのではないかと危惧しているところです。こうした状況を踏まえ、従来の常識が必ずしも通用しないとの認識の下、いざというときに備え、住民の安全安心を最優先に対策を進めていく必要があると考えております。

次に、熊に関する情報の体制についてです。

中国地方に生息するのはツキノワグマですが、本町周辺を目撃・出没情報は岩国農林水産事務所を通じて提供があります。加えて本町境界付近での目撃については、隣接市町から直接連絡をいただくようお願いしており、迅速な情報把握に努めています。町内での情報は警察とも共有し、連携しており、発信に当たっては、これまでは情報の信頼度、目撃状況や痕跡、写真等の客観的資料の有無、見間違いの可能性などを総合的に判断し、信頼度や緊急度に応じて段階的に情報発信をする方針で行ってまいりました。現時点では、隣接する柳井市ではツキノワグマの生息が確認されている一方で、町内では痕跡等が確認されておらず、消息の可能性は極めて低いと判断しています。

しかし、11月16日の佐賀の東魚見地区での熊らしき動物の目撃情報に見られるように、情報は様々なルートで伝わり、人から人へ伝わる過程で内容が変化するおそれもあります。この点を踏まえ、今後、町内で熊らしき動物を見たといった不確定の通報であっても、通報者が特定でき虚偽等ではないと判断した場合には、できる限り早く町が把握した事実関係を防災メールや公

式LINE等により住民にお知らせする方針と改めました。

先月の12月5日の上組会館付近での熊らしき動物の目撃情報についても、この新たな方針に基づき発信したものであります。

最後に、報道との付き合い方についてです。現段階における熊らしき動物の目撃情報に関しては、先ほど申しましたように迅速に町から直接情報発信を行います。そして、熊の町内への出没が決定的なものであり人的被害の危険が迫った場合には、町からの発信に加え報道・マスコミの協力も得ながら、住民に対して強い注意喚起を行っていくことも必要と考えております。

いずれにいたしましても、今後とも熊に関する情報につきましては、町が確認した情報を住民の皆様へ正確かつ迅速にお伝えし、町民の安心安全を確保できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 私も、現状では平生町に出没する可能性は低いと考えております。平生町は半島です。一番近いところでは柳井の出没、2番目が光に当たろうかと思えます。半島ですので、やはり陸伝いに来るであろうと。熊が泳ぐということは今のところ聞いておりません、イノシシと違ってですね。その中で、今ほど町長もおっしゃったように、警戒心が本来強い動物であって、最近では貨物列車がよく通るので、山陽本線を渡るというのは大変大きな、熊にとっては大きなところかなとも思いますし、極めて低いんですが、もともと熊の出没というのは平生町にはなかったところです。

ですので、これまでも出没している地域については、やはりある意味慣れているところもありましたが、大変平生町民としても混乱されている方もおられるかもしれないというところですよ。

ですから、今、町民の皆さんが不安になっていると、特に高齢者の独り暮らしとか、お子様のいる家庭、学校関係者の方も含めて全域的に強い関心がある今、そういった声も感じて質問している次第です。

町長は、町政の中でも防災に注力されておられます。平生町に係る脅威から町民を守り、遠ざけようと町政に当たっていただいていると理解しております。東北の震災以降、安全安心が叫ばれる場面が多くなっております。そのうち安心というのは、裏を返すと油断にもつながりやすい。私は完全な安心は求めませんが、不安を少なくする活動は常に努力すべきところと認識しております。

その上で、この熊の件については、まだ具体的に何も起きてない状況で、これから対策等を立てられるかもしれませんが、対策を当てるタイミングではない中、現時点での不安をどう遠ざけるかというところで、それは私は町長の姿勢だと考えております。さらに言いますと、1頭目の熊の確実な出没情報が入ったとき、即時に防災無線でその情報を複数回に渡ってでも発すること

を除外しない姿勢だと思っております。これは1頭目の出没限定での防災無線の使用であり、システム的な使い方ではなく、町長の総合的判断、政治的判断によって可能なことだと考えております。その姿勢があれば、熊の出没の防災無線がない一日一日の積み重ねは、熊被害の次の段階に至っていないことの証明になり、かつ町民の皆さんの油断を助長することなく不安を減らせるのではないかと考えております。この防災無線の使わないという使い方、このアナウンス効果の活用を求める町長の姿勢に期待しております。町長のリーダーシップを求めまして、この件について質問を終わらせていただきます。

次の質問に移ります。

有害鳥獣対策に関する団体と協力体制について、お伺いいたします。

ひらお産業まつりにはPRの一環として、毎年御出店いただいております平生町の猟友会、まさに熊が出没した場合、対策・対応として活動していただける団体として、報道によっても猟友会の活躍に接する機会が多くなっております。また、日頃からイノシシをはじめとした有害鳥獣の対策に当たっていただいているという認識ですが、その関係団体と課題等について伺いたしたいと思います。

平生町には、熊南地区猟友会平生支部、平生町鳥獣被害対策実施隊、平生町有害鳥獣捕獲隊と3つあります。その関係性やそれぞれの基本的な役割分担はどうなっているのか、お尋ねしたいと思えます。

また、熊などの大型獣を想定した際に各団体が担う具体的な業務、捕獲や追い払い、巡回などはどのように整理されているのでしょうか。近年の有害鳥獣対策において、役割ごとの人員確保、その団体の持続化も将来の課題としてあるのではないかとこのところをお尋ねしたいと思えます。

2番目に、熊が実際に出現した場合の協力体制、対応手順についてお伺いいたします。

熊の目撃、出没が確認された場合、最初にどの団体がどういった活動をするのかお尋ねいたします。そして、迅速な情報発信、先ほどもおっしゃられたいろいろツールがございます。熊出没时间にどのタイミングで、どのように実施する方針なのか改めてお尋ねいたします。そして、特に事に当たるところでございます。今後、熊の出没に備えて、各団体の団員の報酬に対して、改めて熊と対峙して銃口を向ける、もしくは近づくという大変リスクが高い活動が想定されます。それに対して報酬が見合っているのかというところを確認させていただきたいと思えます。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

熊南地区猟友会平生支部、そして平生町有害鳥獣捕獲対策協議会捕獲隊、通称「捕獲隊」、平生町鳥獣被害対策実施隊、通称「実施隊」についての御質問にお答えをいたします。

まず、それぞれの人員と役割についてであります。

熊南地区猟友会平生支部は、狩猟免許を有する狩猟者で構成される任意団体であり、会員42名全員が本町の有害鳥獣の計画的な捕獲を担う捕獲隊の隊員として登録しております。捕獲隊員は平生町鳥獣被害防止計画に基づき、町内の鳥獣被害を防止するため、主にわな猟により捕獲活動を行っております。また、実施隊は猟友会から技術と経験を有するとして推薦された者で、町長が任命した7名で構成され、隊員は非常勤公務員として町内に出没する有害鳥獣への緊急時の初動対応や、わな捕獲作業時の安全技術指導を主な役割としております。

このように、猟友会の会員が捕獲隊及び実施隊を兼ねる体制の下で、町が計画策定や全体調整、予算措置を行い、平生町有害鳥獣捕獲対策協議会が方針を協議し、捕獲隊が計画的な捕獲、実施隊が緊急対応と技術指導を担うことで、有害鳥獣対策を進めているところであります。

それぞれの組織につきましては、高齢化や人員確保が課題となってきておりますが、町といたしましては、まず活動の第一歩となる狩猟免許取得や狩猟者登録等の諸経費の補助により経費負担をなくし、制度を広報等でお知らせすることで加入促進を図っております。

また、現捕獲隊員を通じて、農業者や知人への個別誘導をお願いしているところであります。

次に、熊出没時の対応であります。

実際に、熊が出没が確認された際には、実施隊に出動を指示し現地痕跡確認や周辺の巡回を行います。熊が市街地周辺にとどまり人身被害のおそれが高いと判断される場合には、山口県のマニュアル等に基づき、県や警察と連携しつつ、わなの設置や山口県猟友会「クマレンジャー隊」の協力を得た緊急銃猟も想定した駆除等を行います。必要に応じて捕獲隊にも協力を要請し一体となって対応するとともに、警察・町職員も連携して住民の安全確保に努めることとなります。

本町におきましても、万が一の事態に備え、緊急時の猟銃使用を含む対応手順と関係機関及び役場内の役割分担を明確化するため、町としての緊急銃猟マニュアルの策定に取り組んでいるところであります。

最後に、体制強化についてであります。

議員御指摘のとおり野生動物の捕獲は危険性が高く、活動する隊員には大きなリスクと高度な安全管理が求められます。本町では有害鳥獣の捕獲に対して、捕獲補助金や免許更新等の経費を支援し活動の継続性と士気の維持を図っており、実施隊員に対しては非常勤の公務員として年報酬と出務報酬を支給しております。とりわけ町から出動を指示する実施隊員につきましては、熊出没リスクの高まりも踏まえ、出務報酬等の在り方について、近隣市町の状況や捕獲隊、実施隊、猟友会の皆様の御意見も伺いながら、適切な対応を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 御答弁ありがとうございます。

まさに熊が出没した場合に対する様々な対策を練っておられるということで、引き続きやっていただきたいのと同時に、やはりここについてもしっかりとした発信が一定程度必要かと思えます。完璧な案というのではないと思いますが、まずもって町民の皆さんに御提示できる段階で提示していただくのが一つと、あとちょっと前の質問にも関わるかもしれないんですけども、熊らしき動物の目撃情報を発する方が、本当に熊を見たことがあるのかというところもなかなか難しいところで、実際の熊の影であったりとか、実際の足跡であったりとかというのを、何かしらの形で町民の皆さんにお伝えできたら、見間違いではないんですけども、もう少し安心感を得ていただけるのかなというところでもあります。それも含めまして、今後、引き続いて熊に対して事に当たっていただきたいと思えます。

そして最後、お伝えしたいんですけど、あえてここでは猟友会と言います。本来であれば各隊になるんでしょうけれども、猟友会の平生支部の皆さんには、主に中山間地域での活動で平野部に住む私にもこの活動は見にくいところではありますが、そのような中、その責任感と公益性を持って見えないところで毎日迫る野生の有害鳥獣対策に当たっていただいております。この場をお借りして感謝の意を表して、質問を終えさせていただきます。

.....

○議長（中村 武央君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、2点にわたって一般質問をさせていただきます。

まず1点目です。大きな表題としては、歳出予算の執行についてということでお尋ねをさせていただきます。細かくは2点です。

まず、それに至る、こういう質問するきっかけを少し私の気持ちをお話しさせていただいて、質問の要旨、また疑問に感じることを述べさせていただきます質問とさせていただきます。

まず、質問するきっかけです。

決算の認定というのは、なかなか認定という機会の作業の中でどういうふうに取り扱ったらいのかなというのが大きな宿題として、私自身もいろいろと自らいろいろな専門書とか読ませていただいて、どうしたものかなということを考えさせていただいたところです。

その中で、令和5年度の決算からタブレットで見ることができるようになりまして、割と簡単にいわゆる書物になったんじゃなくて、タブレットの中で2画面表示すれば見比べることができますよね。その点、電子タブレットでの使用も随分と議会活動、議員活動に役立っているのかなというふうに考えているところで、見比べてそれはどんなふうにかえたらいいんだろうかなという自らの宿題からです。

決算書、令和5年度と令和6年度を見比べてみます。まず最初に目に行くのは、どうしても表題の各項目、予算現額、歳入歳出、支出済額、それと不用額とか、そういう言葉をずっと網羅的

にしていたんですけれども、不用額についてはいろいろとどういう意味かなということで調べてみました。予算に計上された金額のうち、結果的に使う必要がなくなった額ということですね。これの生じる主な背景とか原因というのは、1番に予算の経済的、効率的な執行や経費の削減によるもの。2番目に、予算作成後の予見しがたい事情の変更等によるもの、天変地災害等も含むと思います。それと、3番目に予算上の見積りや想定が実情に合っていなかったもの。大変行政の仕事というのは見積りというようなのが予算編成時に大変重要な観点を持っているなということとを、この点からも改めて思いました。

ただ、そういうことではなくて、議会として、ではどういうふうに決算を見たらいいのかな、不用額をどのように捉えたらいいのかなということも自分自身でいろいろと考えていますと、答えを見出すことができました。議会として、観点として、側面的な観点、不用額を見ることで、財源の有効な活用法を見ることができるんじゃないか。2番目に、決算の正確性の担保において、予算の執行の実績を明らかにする。これはとても大事な視点だなというふうに思いました。また、予算管理の評価において、認定するという作業の場合において不用額の多寡というだけじゃなく、予算の見積り、執行、これらが適切だったか、また効率的だったか、その後ろにある背景・原因を十分に分析・評価することも必要だなというふうに、自分自身では答えを導いたところでございます。

それで、質問の趣旨に参ります。令和5年度と令和6年度の決算を比較してみました。令和5年度を主体にすると、令和5年度に対して令和6年度の決算における不用額、不用率の増加がございます。令和5年度の不用額は、歳出予算現額6億8,996万9,900円に対して2億530万180円、不用額を予算現額で割った不用率は3.1%。令和6年度の不用額については、歳出予算現額6億7,527万2,000円に対して不用額は3億1,634万1,000円、不用率は4.67%です。

令和5年度を基準にするなら、この2年度間の差は率にすればプラスの1.5%、金額で約6,334万だと理解します。

財政が常々厳しいと言われるにされては、毎年度不用額が大きな額で計上されています。先ほどもこの不用額が生じる主な原因を申し上げました。一般的には3つあるというふうに言われております。また執行に関しても、常々プラン・ドウ・チェック・アクション、いわゆるPDCAサイクルを回していくと言われてはいますが、2年続いて毎年度不用額があるということは、この評価を常々どうされているのか、これは議会議員としても指摘をせざるを得ないというか、していかなければいけないことだなというふうに思います。不用額が発生した状況、理由を的確に把握された上で、分析、問題点や改善点を自らあぶり出すことも必要だと思いますが、この令和5年度、一例ですから、令和5年度から令和6年度にわたっての不用額増加の原因、不用率とし

て増加の原因、またこれらの原因の分析、どのようにされていらっしゃるか、お尋ねをいたします。

2点目にお尋ねをいたします。対策の手段は、組織として講じられているのでしょうかというお話です。

令和7年、今年度の9月議会で決算認定の際、議会で説明された款の2の総務費、項の1の総務管理費、新庁舎整備事業に関わる議案説明において副町長のほうからありましたが、結果的に未施工となった実績に要した経費が町にとっての損失であることは明らかであり、今後はこのようなことがないように一層の精査に努めてまいる所存でございますと説明いただきました。

その後のこの対策の手段・御説明等はいつしていただくか、またこのような対策を講じたというお話が聞こえてまいりません。本来、これ繰越しの事業だったはずであります。もう3月の末頃には、ある程度、およそできていたんじゃないか、推測ができていたんじゃないかとも推測をいたします。おおよそ9か月、半年以上過ぎた時点で、まだいまだにその手段、このような対策を講じるというふうに言われたんですから、やはりそれなりの対策を講じられていらっしゃると思います。その手段についてどのような対策を講じられているか、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 令和6年度の不用額は、前年度比で1億1,104万7,990円、154.1%の増加となっております。増加の主な要因といたしましては、繰越事業であります新庁舎整備事業における計画変更に伴う未執行分によるもので、繰越予算は補正できないため繰越額の残額がそのまま不用額となっております。

また、物価等が上昇傾向にあることから、予算編成時の計上額に物価上昇分を多めに見込まざるを得ないことも全体的な増加要因であると分析しております。

なお、御質問の参考資料にてお示しいただきましたとおり、不用額は総額や比率そのものではなく、その要因が重要であると考えております。本町におきましては不用額について自己分析はもとより、決算審査において監査委員による入念な審査をいただいております。要因の説明に対してPDCAサイクルを踏まえた改善等の御指示をいただくなど、分析に注力するよい機会とさせていただきます。

御質問の趣旨にありますとおり、不用額の分析は、次年度の予算編成にも大きく影響を及ぼすものと認識しております。引き続き予算編成の精度を高めるとともに、適正な予算執行に努めてまいります。

次に、不用額増加の要因であります新庁舎整備事業における計画変更に伴い損失が生じたことに関して、その対策を講じているのかとお尋ねでございます。

まずは、本案件がなぜ生じたのか、またどうすれば防ぐことができたのかでございますが、施設の老朽化リスクを適切に評価していなかったことが原因の一つではないかと考えております。また、実施設計を行う前に施設の現状把握を十分に行うべきでありました。

今後、同様の事態を起こらないための組織的な手段としては、企画・計画段階におけるあらゆるリスクの検討、評価だと考えておりますが、加えて実行段階における見通しとあらゆる事態への速やかな対応が必要であり、これらをどのようにシステム化していくか、検討しているところでございます。

また、自治体の例なども調査・研究しながら、適切な予算見積り、効率的な執行に向けて恒常的に生かすことができる対策となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） すいません。再質問させていただきます。

ちょっと聞き漏らしたというか確認なんです、不用額に翌年度の繰越額が算入されているのかのように私、聞き取ったんですが違いますよね。不用額は歳出予算現額、また支出済額、翌年度の繰越額を減じているものが不用額、当該年度の不用額ということですから、繰越額は減ざれている額だと私は理解していますが、今、答弁の中でそのような発言があったやのように、私の勘違いであればいいんですけどもその辺のところを確認させていただきます、1点目に。

それと2点目なんですけれども、現在、評価においてPDCAサイクルで次いでいる、また検討しているということなんですけれども、早急にやっぱりこれしないと、ある程度厳しくしないと、予算これだけ厳しい厳しいと言われる割には、と言われるんですから、やっぱり目に見える形でこの辺のところをきちんとしないと何事もできかねると思うんですよ。やっぱり最初の計画、言われますように計画、企画から計画、そして実行、評価、このスパンをもっと短くして精力的にやっていかないと難しいと思うんです。それは今からやられるというふうに、まだいまだにしていけると言われる割には今からと言われますよね。これ、ですから繰越事業のことなんですよね、元の原因は。もう今年の3月のときには、前の事業ですから大方予測できていたことだろうと思うんです。それを決算、約半年後に言われて、またこの12月でも検討していくと言われたら、ちょっと言われることが遅いんじゃないかと思えます。これ私の判断基準です。個人的な判断基準です。もっとスピードを持ってやっていかないと、町の進行というか、追いついていかないんじゃないかと思うんですけれども、これ私の感想としか今のところ言いようがないですから、ただ具体的な、その何でそういうことを言うかという、これ繰越事業で決算で、繰越事業の決算で、9月にそういう話だったんですね。本来は、令和5年度のことですよね。それが今だにこの7年の12月でまだいまだに対応策をやるというふうに、精査を努めてまいる所存でございます。

すと言われても、12月の議会になっても検討を重ねていくというようなことは少しスピード感到に欠けているんじゃないかと思うんですが、その辺のところ、もう一度町長の所見をお尋ねをいたします。

それと、大変最初に失礼いたしました。私、この質問の原稿を書いたときに、総務課長さんからお電話をいただきました。数値が違うよと。大変適切にお電話をいただきまして、この場を借りて訂正して、今、数字を申し上げました。ありがとうございました。今後はきちんと対応してまいりたいと思います。そのことを申し伝えて、質問とさせていただきます。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 御質問のございましたとおり、繰越事業のことでございますが、繰越事業は当然やるのを前提で組んでおります、その当時。したがって、その後例の老朽化が発覚したのでこのまま進めても意味がない、無駄遣いに終わるんじゃないかということで、その部分が取りやめにしたという状況でございました。初めから分かっているのであれば、当然繰越しはしなかったということでございます。途中でそれが発覚したというのが事実でございます。

また、この物価高騰、これにつきましては、今、全然分からない。どれだけ上がっていくのかが分からないような状況でございますので、やっぱり見積りを取った時点で、業者のほうもはっきり言ってどのくらい上がるか、施工するときに、これも分からないという状況なので、多分高く見積りも出しているんだろうというふうに思っておりますが、物によってはあまり上がらないものもあるし、物によってはそれ以上上がったものもあるのかもしれませんが、このような、今、本当、先が読めないような、どのくらい高くなるのか、どのくらい上がるのかも分からないような状況ですので、多少なりとも不用額が出てくるのは仕方がないかなというふうに思っておりますが、ただ落ち着いてきましたら、ちゃんとした、その部分を含めたような予算取りをする予定にはしないようにしたいと思いますので、そここのところも御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

補足部分がございますので、総務課長から答弁させていただきます。

○議長（中村 武央君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾 和正君） 先ほど河内山議員からも御紹介がありましたけれども、6年度の不用額、こちらが3億1,634万8,170円でございますけれども、この決算による不用額の中には、5年度から6年度に繰り越した新庁舎整備事業についての不用額も含まれております。

その原因というのは、先ほども町長から答弁がありましたとおり、5年度から6年度に、当然これ3月議会で繰越明許を取るわけなんですけれども、その繰越しを議決をいただいた後に、本来の事業、これからも使っていくとしていた当時の3号棟、こちらのほうが使うことができない、大規模な修繕が必要であるし長期の使用に耐えられないということが分かりましたので、それに

付随する事業を中止をしたことによるものでございまして、今回のそういった不用額が増加の一因である新庁舎整備事業の計画変更という部分については、原因についても適切に把握をしているところでございます。

今後、このようなことが起きないためにどうしたらいいかというところが、先ほども答弁した中でもありましたけれども、まずは計画段階において、いろいろなリスク、今回の場合だと、その建物が長期の使用に耐えられるかどうかという老朽化のリスク、ここの評価が適切にできていなかったというふうに考えておまして、今後、同じような事業も含めまして様々な事業の中で、そういったリスク、それぞれを適切に把握・評価をしていかなければいけないというふうに考えておりますが、それをシステム化していく、全庁的に広げていくためにはどのようにしたらいいかという点が、いまだはっきりしたことを申し上げられないといったところでございます。

ですので、先ほどもあったように、同じようなこと、ほかの市町でもあるのかなのか分かりませんが、そういったところも調査をしながらきちんとしたシステム化を図っていききたいというふうに思っておりまして、何か情報等、議員のほうでもお持ちであれば、ぜひともお聞かせ願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中村 武央君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 承知をいたしました。また改めて提言をさせていただく場を設けたいと思いますので、その節にはよろしく願いいたします。

2問目に参ります。保育料の無償化についてを、お尋ねをいたします。

まず質問するきっかけです。令和6年の10月でしたか、私、柳井市内で耳鼻咽喉科を受診した際に、隣の席にゼロ歳児を抱えた女性に出会いました。よく見ると、平生町に居住していたスポ少に関わっていた女の子でした。15年ぶりの再会でマスクもしていますしよく分からなかったんですが、いろいろと昔話に花を咲かせながらしばらく待ってたんですけれども、その女性いわく、今、柳井に住んでるんですけれども、実家近くへ土地を購入して平生へ住もうと思っちゃるんよちゅうことなんです。おじさん、ところで柳井市は9月から保育料が完全無償化になったんじゃないけど、平生はどねえなんかねえと尋ねられたことから、ちょっと調べてみました。

資料としては、柳井市のホームページ掲載されてるPDF等は、町民福祉課長さんにもお渡し済みでございますし、事情もよく福祉課長さん把握されてるようでございます。

言葉として申し上げますと、柳井市における保育料の完全無償化なるものは令和6年の9月から、対象者というものは、所得制限なしの柳井市に居住し子供が保育施設を利用している方、対象施設は市内市外の認可外保育施設、これ事業所内保育所も含むそうです、に通う全ての世帯の子供、いわゆる対象年齢はゼロ歳から5歳。今の保育制度ですと、3歳以上は全て無償ということでございますから、問題なのはゼロ歳から3歳までの第1子、第2子以降は全て無償でございますか

ら、町長にも柳井市のPDFの資料等は町民課長さん経由で御覧になっていらっしゃるんじゃないかと思うんですけど、いわゆる第1子の3歳未満、ですから保育所によっては3か月から、また6か月から預けられるようになっていると思うんですけども、要は第1子の3歳未満児の保育料無償化を柳井市で実施されているように、当町でもできないでしょうかという話。

第1子ですから、平生町に令和6年度が27人の出生数でしたけれども、これが全部第1子というわけではありませんから、第2子もいらっしゃれば第3子もいらっしゃる。大概、大体、おおよそ出生数の半分、2分の1ぐらいではないかと推測をいたします。10人前後ぐらいじゃないでしょうか。

平生町の場合、随分と少子化、出生数の減が随分と問題になっております。そういうことから出生数を何とか上げて、働き方改革にも合わせて平生町がトータルで保育、子育てに支援に手厚い町だと、イメージアップの効果も大ではないかと思えます。特に、ゼロ歳からずっと児童の間まで病後児保育も含めてそういう施設もありますので、これは広域でやってはいますけれども、平生町にございますから。そうすることで完全無償化することで予測デメリット、メリット。メリットとしては、子育て世代への転入呼び込み。デメリットとしては、今のままですと子育て世代への転出増になる可能性があるのではないかという、私どもの危機感。それはどうなるかわかりません。また、財源の確保策。どのぐらいの財源が要るか。少額というか、何百万、1,000万円以下ぐらいではないかとも予想いたしますが、実際のところ私も推測の程度の域でしか物を言えませんので、そのところは町民福祉課長さんにも御相談をさせていただきました。

また、平生町の職員さんの事務の負担増、デメリットとしてはですね。それらのことが推測はされますけれども、出生数の減による少子化。この問題は何か早いうちに手を打たないと、いろんな策をやらないと、将来にまた平生町を担う子供たち、また大人というのが、それ何人かどうしても町のほうに出ていくと思うんですよ、将来。これを前提に、平生で生まれてくる子を何とか増やさないといけないという思いです。

また、これは近々、保育園、幼稚園、小学校、中学校、この児童、生徒数、園児数にも影響をしております。そうすると、持続可能な町ということからもかなりかけ離れてしまうのではないかと、度々申しますけれども危惧しております。これらの保育料を無償化することで歯止め策、少子化のある程度の防止策、また若い子育て、これの誘引策、メリット、デメリット、先ほども申し上げました。それぞれあります。

しかしながら、町のイメージアップ効果大という大きなものを目指して、子育ての町平生というキャッチフレーズもできるのではないかと思います。第1子の3歳未満児の保育料無償化を当町では実施することができないか、お尋ねをいたします。

また、これの財源についても、先ほど1番の質問で申し上げました、少し不用額を精査するというので、このぐらいというは御無礼ですけど、推測する額、捻出は可能だと考えます。それは私が個人的に考えていることだけです。このことに対する町長の所見をお尋ねをいたします。以上、2点です。保育料の無償化について、お尋ねをいたします。

○議長（中村 武央君） ここで休憩をいたします。

再開を14時15分、午後2時15分といたします。

午後2時04分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 第1子からの3歳未満児の保育料無償化についての御質問にお答えします。

本町では少子高齢化が一層進み、出生数の減少や若者の流出が続いており、人口減少対策は喫緊の課題であると認識をしております。

このような中で、子育て環境の充実は最優先に取り組むべき課題であり、これまでも18歳までの医療費無償化や昨年9月からの第2子以降の保育料の無償化など、子育て世帯の経済的負担軽減を進めてまいりました。

御指摘の第1子からの保育料無償化につきましては、臨接する柳井市で昨年9月から実施されております。全国的に見ると、東京都において少子社会対策が一刻の猶予もない中、本来国が行うべきものとしながらも、国が実施するまでの間、独自に取り組むとして本年9月から実施されております。

保育料の完全無償化は、若い世代の転出抑制や転入促進、さらに居住地選択にも一定の影響を与える有効な施策の一つであると認識しております。

一方で、保育料を完全無償化する場合には、代替えとなる安定的な財源の確保が不可欠です。また、無償化により保育所利用児童が増加した場合には、保育所運営費の増加に加え、保育士の確保や保育の質の確保等の課題への対応も必要となってまいります。このため、財政負担や保育人材の確保、将来世代への負担の在り方などを総合的に勘案しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、必要な財源確保についてですが、決算における不用額は事業の進捗状況等によるものであり、恒久的な制度となる保育料無償化の財源として位置づけることは、慎重に判断しなければならないと考えております。

県内各市町や東京都を含む先進自治体の取組状況とその効果や課題、国や県の支援策等の動向を十分注視するとともに、持続可能な子育て支援の在り方を検討してまいります。

また、保育料の完全無償化を実施できる自治体とできない自治体での格差や、地域間競争という新たな課題も浮き彫りになってきておりますので、国において一律に実施するよう機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 前向きな答弁だと捉えさせていただきます。受け入れさせていただきます。ぜひ精力的に努力をしていただきたいと思います。

ただ、少し気になるのは、国が要望していくということなんですけれども、確かに少子化対策・保育対策は国が行うものです。それ分かっているんです。だけど、その中で各自治体間で格差が出ている。これも事実です。これをどう、いわゆる競い合うじゃなくって、お互いに何かうまい知恵を出しながらやっていかないと、このままだと格差はどんどんどんどん広がっていきます。

例えば、給食費の無償化やってる自治体もあれば、やってない自治体もあります。平生町の場合はやっています。子供にとって無償化政策——無償化政策というよりも、税の負担ですよ。

無償化という言葉自体も多少私抵抗あるんですけど、町でみんなで見えていって育てくれえ、巣立っていけえと、そういう気持ちが一番大事なんだろうと思います。そうしないと、今から保育園も人数も園児もいなくなる。小学校もますますいなくなります。今から学校を1つにしようって言われるんですね。空き教室の問題とかいろんな問題が出てきます。

高校も、もうその典型で1つになって、遠距離通学がもう決まっていますですよ、平生町の子にとっては。これ少々はやっていかないと、大変なことにならざるを得ない状況だろうと思います。そのことは重々町長が一番御存じだろうと思います。

前向きに検討していただくということで、課題もあれば長所もあるということですね、財源の問題とか。これは何とかやっぱり私たちが知恵をつけて、ええ方法を考えないといかん時代、競争じゃなくってみんなで共に創っていくちゅうんですかね、競い合うじゃなくってみんなで共に創っていく、その実践のええ例だと思います。

先ほど朝からの道路の草刈りとかの、雑草の繁茂とかの問題もそうだろうと思います。ぜひ前向きに御検討していただくことも期待いたしまして、一般質問を終わります。

お疲れでした。お世話になりました。

.....

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） それでは、通告しています若い世代への定住対策について質問いたします。

平生町の社会動態は、2002年以降社会減が続いています。年齢別では、20歳前後の男女は共に1980年以降一貫して転出が多くなっています。他の自治体も同様のようです。日本創成会議や人口戦略会議の報告を受けて、各地で若い女性の流出問題が大きく取り上げられています。この年代の女性の動向がそのまま人口に影響してくるためです。

平生町の人口は、11月30日現在で1万559人、出生数も昨年は40人を割り今年30人を割るのではないかとされています。先ほど河内山議員が言われたとおりです。このまま人口減少が続けば、平生町がなくなるのではと危機感でいっぱいです。持続可能な町であり続けるためには、いかに人口減を緩やかにしていくかが求められています。先ほどの河内山議員の質問でもある出生数、この鍵を握っているのは若い世代で、その中でも20代から30代の女性の動向が大きいと考えます。

これまでも第五次総合計画に沿って対策を取っておられます。1年ごとに施策を点検・分析して次年度の取組へと進み、前期である5年目が終わろうとしております。若い世代、特に女性への定住対策の施策と効果はどうであったかを質問いたします。

次に、計画書の127ページに記載してある人口ビジョンで掲げた将来展望人口についてお尋ねいたします。

このビジョンでは、合計特殊出生率を2024年に県希望出生率の1.70、2040年に人口置換水準の2.07に向上させ、2030年に社会移動を均衡させることで2060年には7,909人の確保を目指すとあります。この目標について、果たして可能だと考えられているのでしょうか。

以上2点、若い世代の定住対策、その中でも特に女性の流出についてどのように考えられているのか。2つ目としては、2040年に出生率の2.07は可能な数字だとお考えなのか、質問いたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

若い世代、特に若い女性の人口動向とこれまでの対策・効果についてお答えをいたします。

本町では人口減少が進行しており、出生数は令和元年度の73人から令和6年度には27人へと大きく減少しております。社会増減の面では特に若い世代の町外流出が課題であり、直近5年間の女性20歳から39歳の転入転出状況では158人の転出超過となるなど、出産・子育て期の女性が一貫して町外へ流出している状況であります。

このため、本町では20代から30代の若い世代、とりわけ女性の転出抑制と定住促進に向け、

若者定住促進住宅補助事業による住宅取得支援、結婚新生活支援による若者夫婦の定住促進、妊産婦・乳幼児に対する母子保健事業の充実、共働き家庭に対応した保育環境の充実、都市部からのU J I ターンの就職・移住支援、若者の地元定着と新たな雇用創出を目指す起業支援事業など、施策を総合的に進めてまいりました。

しかしながら、若い女性の転出超過や出生数の減少に、なお十分な歯止めがかかっているとは言えません。

一方で、20歳女性の転出超過は、令和3年から5年には毎年40人前後であったものが、令和6年には6人まで減少しており、依然として転出超過ではあるものの流出が一定程度抑えられつつある兆しも見られると受け止めております。

また、今年3月に発表された民間の山口県版住み続けたい街ランキング2025において、本町が県内で5位にランクインしたことも、こうした取組が徐々に効果を生み始めている可能性の現れであると考えております。

今後は、これらのデータを検証しながら若い世代、特に若い女性の視点に立った施策を一層充実させ、転出超過の減少傾向を一時的なものに終わらせず、定着させていくことが重要であるとの認識をしております。

続きまして、合計特殊出生率2.07の実現可能性についてお答えします。

本町では、人口ビジョンを令和3年3月に作成し現在見直しを進めているところですが、ここでは現行の人口ビジョンに基づきお答えいたします。本町では、人口減少の緩和に向け合計特殊出生率を令和22年に人口置換水準である2.07へと向上させること、令和12年に社会移動を均衡させることにより、令和42年に7,909人の人口確保を目指す将来展望を示しております。この2.07という目標は、国全体の人口動向や経済雇用環境、家族間の変化など多くの要因の影響を受けるため、決して安易な数字ではないと認識をしております。

しかし、将来にわたり地域社会を維持するには、人口の自然減をできるだけ緩やかにし、子供を産み育てたいと考える人がその希望を実現できる社会をつくることが重要であり、その方向性を示すものとしてこの目標を掲げているものであります。

この目標の実現に向けて、本町では地域の中で安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備、子育てしやすい生活環境づくり、保育環境の整備や情報提供、相談体制の充実、若者の地元定着と新たな仕事づくりといった取組を進めております。

これらを総合的に進めることにより、結果として合計特殊出生率の向上と人口減少の緩和を図るとともに、子供を産みたい・育てたいという思いが尊重され、その希望がかなえられるまちづくりを進めていきたいと考えております。

本町といたしましては、人口ビジョンに掲げる合計特殊出生率2.07という目標は容易では

ないと認識はしておりますが、女性が平生町で安心して働き、結婚し、子供を産み育てることが  
できる環境整備を着実に進めることで、その実現に少しでも近づけるよう、今後とも全庁一丸と  
なって取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 今数々の若い世代への定住対策を話されました。この中にち  
よっと抜けているというか、一般的には若い女性が流出する原因として行きたい学校とか専門が  
ない。そして働きたい職場がない。働く場の多様性がないので女性が働きたいと思われる職場が  
ない。

そして、田舎は窮屈な環境で女性の役割が性別役割分担意識に乗かって、女性が活躍でき  
る場が少ないと言われております。いろんな政策をされるのももちろん必要なのですけれど、こ  
の辺りのことはきちんと抑えられないと女性は戻ってきません。

女性が帰ってきたいような町にするのには、行きたい大学とか専門は今から新設や誘致は現実  
的には難しいでしょうけれど、今から通信技術が発達してきて情報機器を使用しての学習の時代  
が出てくるのではと私は思っております。それまで平生町がもてばいいですが。女性の職域を広  
げたり、女性の登用を積極的な企業の実例を発信して行って、平生町はいい町だよ、住める町だ  
よ、女性に対して優しい町だよということを発信して、その実例がまずあるかどうかという話な  
るのですけれど、なければ平生町の役場でお願いいたします。

女性の登用については、山口県は非常に遅れている。山口の県庁でも大きい役職に就いている  
方はワーストワン、去年のデータですけどワーストワンです。それじゃあちよつとなかなか帰っ  
てこれないと思います。働く場所としての役場が輝いていれば帰ってくる人は必ずおりますので、  
そういったところもお願いしたいと思います。

また、住民向けのシンポジウム、男女共同参画についてのシンポジウムも開催する。そして、  
学習機会の情報を提供するなど考えられるのではないのでしょうか。

今、出生率の話がありましたけれど、どんどん子供たちは減っています。今の中学校3年まで  
は3クラスですけど、それ以下は2クラス、今の高1あたりが一番大きい数字らしいんですけど、  
この年代がUターンしてくれればすごい心強いと思います。

今二、三十人しか生まれていない。その1割が帰ってきてくれても二、三人。100人だった  
ら10人、その辺りをきっちり狙って、ひらおファンクラブなんかも今すぐくいい発信をして  
おりますので、その辺りを住民がまず知って、平生町の魅力を知って、それを子供たちに伝えて  
いく、そういったことも必要だと思います。

住民一人一人ができることね。役場でできること、住民ができること、その辺りのことをしっ

かりやりながら、地道で息の長い取組とアドバレン的な取組を入れて若い世代に定住対策をしていただけたらと思います。

また、先ほどの2.07の将来展望人口については、これは国が自治体に過剰な人口政策を求め、地方創生交付金を国が査定して交付する特定目的補助金にしたせいだと言われています。地域の実情に合わせて使える自由な財源が地方分権・地方自治のためには必要です。補助金よりも使途が自由な税源移譲と地方交付税交付金の拡大、これを町長にはしっかりあらゆる機会を利用して国に訴えていただきたいと思います。

以上、再質問でございます。（「質問の趣旨が分からない」と呼ぶ者あり）

今、とりあえず100人以上の子が生まれている高校1年、中学3年以上の子たちに対しての情報発信、大きくなって帰っておいでという情報発信は考えられていないか。

あとは、女性、役場において、まず女性が輝ける職場を育成していった、それを町内のほかの企業に模範として見せれないかということです。

○議長（中村 武央君） 暫時休憩をいたします。

午後2時37分休憩

.....

午後2時39分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

その100人以上生まれた時代の人たちに対して広報というか、したらどうかということですが、平生町SNSでは結構発信をさせていただいてるつもりなんですけど、それを見るかどうかというのは分からないんですけど、その100人以上生まれた時代の方々に直接届くような広報といいますか情報というのはあるかどうか分かりませんが、どういうやり方があるのか私にもちょっとどうしていいのかわからないんですが、とにかく平生町で子育てがこんなにやってるんだよ、こんなにいいことがあるんだよということは発信していかなくちゃいけないなというふうに思っております。

その100人以上いた方の中でも女性の人がどのぐらいいるのかわかりませんが、また、平生町に残ってていてくれればうれしいんですけども、そうはいっても町外に出られた方も平生町で生み育てたいというような気持ちになれるような広報をやっていきたいなというふうに思っております。

それから役場での話ですけど、私が町長になってから役場の職員採用しておりますが、大体男女が半分ぐらいずつ今のところ採用しております。したがって、多分役場の中を見ていただければ

ば、なんか女性がすごく増えたなっていうような雰囲気になっていると私は思うんですけども、皆さん方はどう思っておられるか知りませんが、そうやって毎年1対1ぐらいの確率で男女を採用しております。これをずっと続け、これは人柄にもよりますので何とも言えませんが、なるべくそのような形で男女同数ぐらいに採用していけたらいいなというふうに思っております。

また、役場内でもこれは個人的な話があるんであんまり申し上げれないんですけど、役場の中でもね、そういった平生町が子育てしやすい町なんだというようなことを、女性の方々も御理解していただけるようなことをしていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 平生町においては、しっかりと町長が取り組んでいるということでした。山口県の県庁なんかは管理職の比率がワーストワン、部長級、次長級の女性の割合が115人中の4人しかいない。今、管理職を10%ぐらいの比率にはしています。管理職ならね、その部長級とか次長級まで言わなくて管理職の場合は10%ぐらい。企業も同様10%ぐらいなんですよね。

でも、平生町はしっかり頑張ってるんだよ、ぜひここに帰ってきて輝いて女性活躍してくださいねという辺りをしっかりと町長のほうからメッセージとして発信していただきたい。

先ほどSNSの話がございましたけれど、ひらおファンクラブでね、今、平生の魅力を発信しようというような取組もしておりますので、その辺りもまず平生町内の親っていうか大人が知って、それを子供たちに伝えていけたらよりよい平生町になるのではないかと思います。

先ほど町長さんがおっしゃったような山口新聞の12月4日の記事、いい部屋ネットの「街の幸福度&住み続けたい街ランキング」で平生町が5位になったというお話でしたけれど、本当に平生町は自然豊かで災害の少なく、食べ物もおいしいすてきな町です。子育てにも町中が協力していますので、ぜひ若い女性が帰ってきて輝けるようなまちづくりをお願いして、この質問は終わります。

それでは、次の産業振興について質問いたします。

今回は、産業の中でも商工業の活性化について取り上げたいと思います。

町内の事業所の多くは中小企業です。人口減少や個人消費の低迷などにより経済環境が悪化する中、このところ店舗の閉店なんかが続いています。町内事業者が元気でない地域経済の活性化は望めません。働く場所がないと人口が減り、町財政も苦しくなります。商工業を取り巻く環境の厳しい中、町としての支援は商業環境の経営強化など挙げられています。事業者が将来的な発展をするための支援策として、その効果を質問いたします。

また、企業誘致はなかなか難しいので創業支援などに力を入れることも考えられますけれど、

その辺りの取組と成果をお尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 地場産業の振興策と成果はどうかとの質問にお答えをいたします。

まず、町内事業所の現状について申し上げます。令和3年度の経済センサス活動調査によれば、平生町の事業者数は461事業所となっており、平成28年の493事業所から32事業所、6.5%減少しております。町内事業者の多くが小規模事業者であることから、厳しい経済状況と経営者の高齢化が減少の主な要因であると考えています。

議員御指摘のとおり町内の事業所や産業が発展していくことは、産業振興や地域活性化において極めて重要な要素であると考えておりまして、そのための活性化策として町において第五次平生町総合計画の商工業の活性化施策に基づく諸事業を実施しているところでございます。

その主だった支援策と効果につきまして申し上げます。

まず、商業環境の経営基盤の強化として、商工会を介しての小規模事業者への経営相談等の支援を実施しております。また、そのことに付随し、小規模事業者の事業継続力の強化や販路開拓支援、事業継承や創業支援などを行う商工会が国から支援を受けることを目的として、町と平生町商工会の共同で平生町経営発達支援計画を策定しております。

また、町が中小企業等経営強化法に基づいて策定した平生町導入促進計画に沿った先端設備の導入を行う事業者に対して税制優遇を受けるための認定を行っております。実績といたしましては、平成30年度の制度開始以来、令和7年11月までに累計で12件の計画認定を行っており、町内事業者に対し一定の効果があつたものと考えております。

次に、新規進出企業の支援事業につきましては、令和6年度から本町の特性に合った形での企業誘致を進めるためサテライトオフィス誘致推進事業を行っております。令和6年度は企業からの具体的な相談には至っておりませんが、今後におきましても、県と連携して積極的な誘致に取り組んでまいります。

次に、地元就職促進事業につきましては、例年地元での就業につなげるため柳井広域市町が連携し共同で就職面接会を行っております。この面接会をきっかけとして、令和5年度は町内の事業所に町内在住者の採用が1名、令和6年度は町内在住者2名の就業につながり町内の事業所に1名が採用されております。

今年度につきましても、来年3月の開催に向けて準備を行っているところであり、今後におきましても広域実施というスケールメリットを生かしながら地元企業への就職を促してまいりたいと考えております。

また、町内の産業間の連携並びに産業活性化を図り、町内外にアピールしていくことを目的に今年度第14回の開催を迎えたひらお産業まつりでは、企業紹介フェアとして町内企業の魅力を

広く町内外に発信することができたと考えております。

以上が主な成果でございますが、御承知のように総合計画の前期実行計画が令和7年度までとなることから、現在これまで5年間の効果を検証し、この先5年間の後期計画を作成している最中でございます。この後期計画の中でも、町内の中小企業や小規模事業者が持続的に発展し、雇用を生み出し続けられる環境づくりを県や商工団体と連携して取り組んでいけるよう、諸事業の実施には努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 今、商工会や国のいろんな施策を利用して取り組んでいるというお話でした。事業所が461ある商工会の連携をお話しされてたと思うんですけど、商工会の会員は218名です。

現在のトップは、経営指導者は周辺地区での経験を積んでおられて今平生町にいらっしゃいます。ぜひその人脈を生かした活性化策を引き出してほしいと思います。町として商工会との定期的な交流予定はないでしょうか、質問いたします。

あと、先ほどの創業支援などの取組ですけれど、国と県が費用を負担して設置しているプロフェッショナル人材戦略拠点の活用というのがどうでしょうか。内閣府の管轄ですけれど、その中の内容に新規事業の立ち上げ支援ということがありますけれど、創業支援なのでこういったプロフェッショナル人材戦略拠点の活用は考えておられないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 本町の産業振興における創業支援の取組とその成果についてお答えをいたします。

平生町におきましては、平成27年度から町内での起業を支援する取組を進めております。現在は、国の認定を受けた創業支援等事業計画に基づき、平生町商工会や金融機関等の関係機関と連携しながら、相談支援や金融支援、人材育成等を組み合わせた総合的な起業支援に取り組んでいるところでございます。このうち、平生町起業支援事業補助金につきましては、第五次平生町総合計画基本目標1、魅力と活気のあふれるまちづくりの実現を目指す取組として実施しております。実績といたしましては、昨年度までに10事業者、本年度は2事業者の支援を行っており累計12事業者の創業を後押ししてまいりました。そのうち、5事業者が女性による起業であり、そのうち3事業者は20代から30代であったことから、本町の創業支援の取組が若年層の女性の起業を後押しする制度として一定の役割を果たしていると認識をしております。

若い世代、とりわけ女性が子育てやライフスタイルに応じた働き方としてスモールビジネスを選択し、地域に根差したサービス・店舗・事業を展開していくことは、地域コミュニティ活性化

にもつながるものと考えております。

また、これらの事業の多くは比較的小規模な事業であります。スモールビジネスの創業支援を継続して行うことにより、地域に多様な仕事とサービスを生み出し、雇用の創出や商業のにぎわいの維持・拡大といった形で産業振興に寄与するものと考えております。

今後は、引き続き関係機関との連携を一層強化しながら、創業相談や資金面のサポート、人材育成の機会提供などを通じて、地域の特性を生かした起業を後押ししてまいります。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 今しっかり創業支援の効果が上がっているというのを聞いて、大変うれしく思っております。今からどんどん平生町の産業を発展させていくための一つの方策としてちょっと提案してみたいのですけれど、条例をつくって後押ししているところも、中小企業や小規模の企業の振興を後押しするための条例をつくっているところもあります。これつくったらどうかなと思っているのと、今話題になっているおこめ券、政府の物価高対策の一環として重点支援地方交付金を増やすとしていて、先ほど町長さんもおっしゃったように、行政報告の中で触れられていたように、これから使い道を考えられると聞いておりますが、運用は各自自治体に任されているのですからぜひ地元に戻元される使い方をお願いしたいと思います。

とにもかくにも、若い世代、高校生や大学生、そして若い女性たちがここへ帰ってきたくなるようなそういった取組をこれからも地道に、働きやすい魅力ある職場づくりをする。

また、サイクルフェスタや産業まつりなど、ちょっと各行事でアドバルーンを上げること、その辺りを組み合わせながらしっかり平生町の発信をしていただきたいということをお願いして、私のこの質問を終了いたします。

○議長（中村 武央君） 暫時休憩をいたします。

午後2時58分休憩

.....

午後2時59分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

.....

これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第39号「令和7年度平生町一般会計補正予算について」質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号「令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」から、議案第43号「令和7年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号「令和7年度平生町下水道事業会計補正予算について」質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号「平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第52号「阿多田公園の設置及び管理条例及び名切オーリーブファームの設置及び管理条例の一部を改正する条例について」一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、報告第16号「町長専決処分指定事項の専決処分の報告について」質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了しましたので、12月12日の本会議は休会をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第21、委員会付託を追加いたします。

---

## 日程第21. 委員会付託

○議長（中村 武央君） 日程第21、お諮りいたします。

議案第39号「令和7年度平生町一般会計補正予算」から、議案第52号「阿多田公園の設置及び管理条例及び名切オリーブファームの設置及び管理条例の一部を改正する条例」までの件は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第52号は、お手元に配付の付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

---

○議長（中村 武央君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は12月19日午前9時から行います。

午後3時03分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 中 川 裕 之

署名議員 河 藤 泰 明



---

令和7年 第8回 (定例) 平生町議会会議録 (第2日)

令和7年12月19日 (金曜日)

---

議事日程 (第2号)

令和7年12月19日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第39号 令和7年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第40号 令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第41号 令和7年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第42号 令和7年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第43号 令和7年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第44号 令和7年度平生町下水道事業会計補正予算
- 日程第8 議案第45号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第46号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第47号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第48号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第49号 平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第50号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第51号 平生町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第15 議案第52号 阿多田公園の設置及び管理条例及び名切オリーブファームの設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 追加日程第1 議案第53号 令和7年度平生町一般会計補正予算
- 追加日程第2 議案第54号 工事請負契約の締結について  
平生町防災公園等整備事業
- 追加日程第3 議案第55号 工事請負契約の締結について  
令和7年度 佐賀 (浜田) 漁港海岸保全施設整備工事
- 追加日程第4 議案第56号 工事請負契約の締結について

平生町体育館改修工事

日程第16 議員派遣について

日程第17 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

---

本日の会議に付した事件

日程第2 議案第39号 令和7年度平生町一般会計補正予算

日程第3 議案第40号 令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第4 議案第41号 令和7年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算

日程第5 議案第42号 令和7年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

日程第6 議案第43号 令和7年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

日程第7 議案第44号 令和7年度平生町下水道事業会計補正予算

日程第8 議案第45号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第46号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第47号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第48号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

日程第12 認定第49号 平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第50号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第51号 平生町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条  
例

日程第15 議案第52号 阿多田公園の設置及び管理条例及び名切オリーブファームの設置及  
び管理条例の一部を改正する条例

追加日程第1 議案第53号 令和7年度平生町一般会計補正予算

追加日程第2 議案第54号 工事請負契約の締結について  
平生町防災公園等整備事業

追加日程第3 議案第55号 工事請負契約の締結について  
令和7年度 佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事

追加日程第4 議案第56号 工事請負契約の締結について  
平生町体育館改修工事

日程第16 議員派遣について

日程第17 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

---

出席議員（11名）

1番 原 真紀さん	2番 長尾 忠明君
3番 中村 一幸君	5番 中本 敦子さん
7番 中川 裕之君	8番 河藤 泰明君
9番 岩本ひろ子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 細田留美子さん
13番 中村 武央君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君	書記 宮地 恵三君
-----------	-----------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	浅本 邦裕君	副町長 ……………	友田 隆君
教育長 ……………	中本 稔君	会計管理者 ……………	金岡 泰史君
総務課長 ……………	中尾 和正君	地域振興課長 ……………	星出 一明君
デジタル推進課長 ……	横田 佳幸君	町民福祉課長 ……………	淵上万理子さん
税務課長 ……………	三宅 秀昭君	健康保険課長 ……………	久保 秀幸君
産業課長 ……………	吉岡 博文君	建設課長 ……………	伊藤 正晴君
環境政策室長 ……………	山本 和也君	学校教育課長 ……………	吉本 敏行君
社会教育課長 ……………	岡本 治典君	総務課財務班長 ……………	山本 順一君

---

午前9時00分開議

○議長（中村 武央君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

## 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中村 武央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において岩本ひろ子議員、河内山宏充議員を指名いたします。

---

## 日程第2. 議案第39号

## 日程第3. 議案第40号

## 日程第4. 議案第41号

## 日程第5. 議案第42号

## 日程第6. 議案第43号

## 日程第7. 議案第44号

## 日程第8. 議案第45号

## 日程第9. 議案第46号

## 日程第10. 議案第47号

## 日程第11. 議案第48号

## 日程第12. 議案第49号

## 日程第13. 議案第50号

## 日程第14. 議案第51号

## 日程第15. 議案第52号

○議長（中村 武央君） 日程第2、議案第39号「令和7年度平生町一般会計補正予算」から、日程第15、議案第52号「阿多田公園の設置及び管理条例及び名切オリーブファームの設置及び管理条例の一部を改正する条例」までの件を、一括議題といたします。

これより所管委員会における審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めます。

河内山宏充総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（河内山宏充君） 総務厚生常任委員会は12月16日に委員会を開催し、本会議から付託されました議案の審査を行いました。

採決の結果、お手元の資料にありますように、予算5件、条例7件についての議案は、全て全会一致で可決すべきとなりました。

主だった質疑について申し上げます。

議案第39号については、民生費の社会福祉総務費扶助費でバス・タクシー利用助成事業が増額されているが、理由は何なのかとの質疑がなされ、今年度から新たにバス利用を可能としたことや、タクシー1回の利用で1,000円まで利用できることとしており、2人で利用された場合

には2,000円まで利用できることから、利用しやすくなったことで利用者が増えたと考えられる旨の回答がありました。

議案第40号から議案第43号並びに議案第45号から議案第51号については、質疑はありませんでした。

いずれの議案についても討論は反対、賛成ともありませんでした。

以上で、総務厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中村 武央君） 次に、中村一幸産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（中村 一幸君） 産業文教常任委員会は12月15日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。

採決の結果、お手元の資料にありますように、予算2件、条例1件についての議案は、全て全会一致で可決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。

議案第39号については、土木費の道路橋梁費、道路改良維持費の委託料及び工事請負費の減額となった内容は何かとの質疑がなされ、委託料の道路測量設計業務は、社会資本整備総合交付金を活用して町道古万屋線舗装補修事業の設計を行う予定としていたが、国の内示額が低額であったことから事業を中止したことにより500万円の減額。橋梁詳細調査設計業務は、道路メンテナンス事業を活用して橋梁補修事業の実施設計を発注したが入札余剰金が生じたため、1,100万円を工事請負費に振り替えて補修工事を行うこととしたことによる減額。

工事請負費については、社会資本整備総合交付金の内示額が低額であったことから、町道山辺穴ヶ迫線法面対策事業の工事規模を縮小したこと、及び町道古万屋線舗装補修事業を中止したこと。また、委託料の入札余剰金を振り替え、橋梁補修工事を行うこととしたことにより3,500万円の減額である旨の回答がありました。

また、委員から予算審議に当たり補正内容が複雑な場合には理解しやすいように資料の提出をお願いしたい旨の要望がありました。

議案第44号、議案第52号については、質疑はありませんでした。

いずれの議案についても討論は反対、賛成ともありませんでした。

以上、報告を終わります。

○議長（中村 武央君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第39号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、議案第39号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第40号から議案第43号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、議案第40号から議案第43号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第44号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、議案第44号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第45号から議案第47号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、議案第45号から議案第47号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第48号から議案第51号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、議案第48号から議案第51号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第52号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、議案第52号に対する討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第39号「令和7年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第39号を両委員会に分割して付託した結果、両委員会とも可決すべきとの報告でありました。議案第39号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第40号「令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」から議案第43号「令和7年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」を、一括で採決いたします。

議案第40号から議案第43号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第40号から議案第43号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第40号から議案第43号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第44号「令和7年度平生町下水道事業会計補正予算」を採決いたします。

議案第44号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第44号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第45号「平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」から議案第47号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を、一括で採決いたします。

議案第45号から議案第47号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第45号から議案第47号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第45号から議案第47号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第48号「平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」から、議案第51号「平生町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を、一括で採決いたします。

議案第48号から議案第51号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第

48号から議案第51号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第48号から議案第51号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第52号「阿多田公園の設置及び管理条例及び名切オリーブファームの設置及び管理条例の一部を改正する条例」を、採決いたします。

議案第52号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第52号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は9時45分といたします。

休憩中に委員会室で全員協議会を開催しますので、御移動をお願いをいたします。

午後9時14分休憩

.....

午後9時45分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

ただいま町長から、議案第53号「令和7年度平生町一般会計補正予算」から、議案第56号「平生町体育館改修工事の工事請負契約の締結について」が追加提出されました。

これを、追加日程第1から追加日程第4として日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第56号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決しました。

----- . ----- . -----  
追加日程第1. 議案第53号

追加日程第2. 議案第54号

追加日程第3. 議案第55号

追加日程第4. 議案第56号

○議長（中村 武央君） 追加日程第1、議案第53号「令和7年度平生町一般会計補正予算」か

ら、追加日程第4、議案第56号「平生町体育館改修工事の工事請負契約の締結について」までの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さんおはようございます。

去る12月11日に御提案申し上げました議案につきまして、本会議並びに付託常任委員会で慎重に御審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼を申し上げます。

そしてたゞいまは、予算6件、条例8件の議案につきまして御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、追加日程の御承認を賜りありがとうございます。

それでは、御提案をいたします、予算1件、事件3件の議案につきまして、説明を申し上げます。

議案第53号「令和7年度平生町一般会計補正予算」であります。

今回の補正額は、2,603万6,000円を追加いたしまして、予算総額は66億1,626万7,000円となるものであります。

まず、12ページの歳出から御説明いたします。

民生費の児童福祉費におきまして、国の物価高対策といたしまして、長期化する物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、子供たちの健やかな成長を応援するため、児童手当の支給対象となる児童一人当たり一律2万円を支給する物価高対応子育て応援手当支給事業の実施に要する経費を計上いたしております。

続きまして、11ページの歳入につきましては、歳出の財源として国庫補助金に事業費及び事務費補助金を計上いたしております。

前に戻りまして、6ページの第2表繰越明許費補正につきましては、当該事業の完了が翌年度にわたりますことから、繰越明許費を設定いたすものであります。

なお、13ページから給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第54号「工事請負契約の締結について」御説明申し上げます。

本工事「平生町防災公園等整備事業」は、災害時に本町における防災活動の拠点となる公園及び施設を整備するものであります。設計及び施工を一括して発注する方式を採用しておりまして、事業の内訳といたしましては、実施設計業務、工事施工であります。

契約の方法は、公募型プロポーザルの実施により、選定しました優先交渉権者との随意契約と至すものです。契約金額は、16億1,601万円であります。契約相手方は、平生町防災公園等整備事業井森工業・ひぐち総業・巽設計コンサルタント異業種特定建設共同企業体でありまし

て、代表構成員は井森工業株式会社であります。事業期間は、完成を令和11年3月末の予定としておるものでございます。

本工事は、工事予定価格が5,000万円を超える工事の契約となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要といたしますので、御提案をいたすものであります。

続きまして、議案第55号「工事請負契約の締結について」を御説明申し上げます。

本工事「令和7年度 佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事」は、佐賀浜田地区において高潮や津波等による海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するための海岸保全施設、スライドゲートの整備を行う工事であります。

本工事につきましては、去る12月2日に入札を執行し、ゼオン山口株式会社が4,675万円で落札しました。

本工事は、工事予定価格が5,000万円を超える工事の契約となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要といたしますので、御提案をいたすものであります。

続きまして、議案第56号「工事請負契約の締結について」御説明申し上げます。

本工事「平生町体育館改修工事」は、個別施設計画に基づく長寿命化を意図とした改修であります。建築から46年を経過し、現状として屋根や外壁材の経年劣化が進んでおり、雨漏りや剥落を起こさぬよう行うものであります。

本工事につきましては、去る12月2日に入札を執行し、株式会社米谷技建が8,250万円で落札しました。

本工事は、工事予定価格が5,000万円を超える工事の契約となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要といたしますので、ご提案をいたすものであります。

以上で、本日御提案申し上げております議案につきましても説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げたいと存じますので、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑を一括で行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。一括して討論を行います。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） これをもって討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。まず、議案第53号「令和7年度平生町一般会計補正予算」を、採決いたします。議案第53号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号「平生町防災公園等整備工事の工事請負契約の締結について」を、採決いたします。議案第54号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号「令和7年度 佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事の工事請負契約の締結について」を、採決いたします。議案第55号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号「平生町体育館改修工事の工事請負契約の締結について」を、採決いたします。議案第56号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議員派遣について

○議長（中村 武央君） 日程第16、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣についての件は、お手元に配付の文書のとおりとしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣についての件は、お手元に配付の文書のとおりとすることに決しました。

---

#### 日程第17. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中村 武央君） 日程第17、委員会の閉会中の所管事務等の調査についての件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

○議長（中村 武央君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和7年第8回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前9時58分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長            中 村   武 央

署名議員        岩 本   ひ ろ 子

署名議員        河 内 山 宏 充